

平成25年第4回西郷村議会定例会

議事日程（4号）

平成25年12月11日（水曜日）午前10時開議

日程第 1 一般質問

- | | | | |
|-------|-----|-------|-------------|
| No. 1 | 7番 | 秋山和男君 | (P106～P111) |
| No. 2 | 14番 | 後藤功君 | (P112～P128) |
| No. 3 | 1番 | 鈴木勝久君 | (P129～P149) |
| No. 4 | 4番 | 藤田節夫君 | (P150～P164) |

・出席議員（17名）

1番 鈴木勝久君	2番 真船正晃君	3番 南館かつえ君
4番 藤田節夫君	5番 金田裕二君	6番 仁平喜代治君
7番 秋山和男君	8番 欠員	9番 小林重夫君
10番 白岩征治君	11番 矢吹利夫君	12番 上田秀人君
13番 高木信嘉君	14番 後藤功君	15番 佐藤富男君
16番 室井清男君	17番 大石雪雄君	18番 鈴木宏始君

・欠員（1名）

・欠席議員（なし）

・地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村長	佐藤正博君	副村長	大倉修君
教育長	加藤征男君	会計管理者兼 会計室長	金田勝義君
参事兼 総務課長	山崎昇君	税務課長	金田昭二君
住民生活課長	保坂文夫君	放射能対策 課長	藤田雄二君
福祉課長	中山隆男君	健康推進課長	皆川博三君
商工観光課長	渡辺文雄君	農政課長	東宮清章君
建設課長	鈴木宏司君	企画財政課長	須藤清一君
上下水道課長	池田有次君	学校教育課長	高橋廣志君
生涯学習課長	相川博君	農業委員会 事務局長	近藤伸男君
教育委員会 委員長	菊池千代子君		

・本会議に出席した事務局職員

参事兼 議会事務局 兼監査委員 主任書記	松田隆志	次長兼 議事係長兼 監査委員書記	藤田哲夫
庶務係長	池田早苗		

◎開議の宣告

○議長（鈴木宏始君） おはようございます。定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

○議長（鈴木宏始君） ここで議長より議員の皆さんに申し上げます。昨日延会後、議長室において正副議長、正副議運委員長、4名で今後の混乱を收拾するための話し合いをいたしまして結論を出しましたが、このことについて前もって議会運営委員会にもご了解をいただきたいと思っておりますので、これより若干の休議をして議運の開催を要請いたします。なお、その議運の席には議事進行発言の当事者であります16番室井清男君にも出席の要請をいたしておきましたので、ご了解願いたいと思っております。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） それでは、これより10時10分まで休憩をいたします。
議運長、よろしくお願ひします。

（午前10時01分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時12分）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） ただいま議運において慎重に審議をしていただきました。それで、その結果について文書の作成の時間を必要とするため、これからまた若干休憩をしたいと思っておりますのでご了解願ひします。

これより午前10時30分まで休憩いたします。

（午前10時13分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時30分）

◎一般質問

○議長（鈴木宏始君） それでは、本日の日程に入ります。

本日の日程は、昨日に引き続き一般質問であります。

本日の会議には、村長、副村長、教育長、教育委員長及び各担当課長が出席をしております。

質問は、通常通告順しておりましたが、昨日の日程が延会となったことから、順序を本日配付しました議事日程のとおりとしましたのでご了承願ひします。質問は、会議規則第63条の準用規定により一問一答方式で行います。また、質問時間は、答弁も含め1人につき約90分以内を原則とします。

それでは、通告第7、7番秋山和男君の一般質問を許します。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 秋山議員、申しわけないけれども、休憩しますからちょっと待っ

てください。

暫時休憩いたします。

(午前10時31分)

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

(午前10時32分)

○議長（鈴木宏始君） ただいま議長より、先ほど30分間の休憩をいただいて議会運営委員会を開催いたしました。この件について議長が何の報告もしていないというご指摘をいただいて、まことにそのとおりだというふうに思いました。そこで、先ほどの文書作成と議会運営委員会の結果について申し上げます。

議会運営委員会としては、話し合う時間、それから文書作成の時間が足りないということで、引き続き休憩するのは、やはり議会運営上よろしくないということでございましたので、その議会運営委員会を一時中断しまして、お昼休みに議会運営委員会を継続して行うということになりましたので、ご理解を願いたいと思います。大変失礼しました。

それでは、一般質問に入ります。

◇7番 秋山和男君

1. 西郷村が当面する課題等について伺う
2. 村長の所信について伺う

○7番（秋山和男君） 7番。通告に従いまして一般質問を行います。

まず、質問の第1でございますが、西郷村が当面する課題等についてですが、まず1点目に、さきに補正予算で測量設計の委託費をとった甲子高原こども運動広場整備事業に伴い、この施設と、現在荒れ地となっている赤面山スキー場を連携して利用できないかということでお伺いいたします。

自然の家隣接して設置予定されているこども運動広場には400メートルトラックが整備されるということで、この施設は、子どもたちだけではなく、大人や学生が高地トレーニングにも利用できると思います。ですから、那須甲子線の延長にある赤面山の駐車場を整備し、ランニングコースとしてはどうかということでもあります。自然の家から赤面山の駐車場入り口まで約6キロ、緩い、また急な坂道があり、自然の家入り口の標高が約900メートル、赤面山スキー場入り口の標高が約1,100メートルで、標高差が約200メートル。また、自然の家から1キロにわたっては歩道も整備されており、走るのにはちょうどいいコースだと思っております。赤面山駐車場は平場となっており、面積的にも相当ありますので、手を加えれば活性が可能ではないかと考えられます。また、今は雪の防護柵が設置されておりますが、景観的にもよくなり、観光面でも寄与されると思いますが、ご見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 7番秋山議員の一般質問にお答えをいたします。

さきに甲子高原運動広場の委託料の予算が上がりました。これから具体的な設計等

に入りますが、ご指摘のように、国立公園内の高地トレーニング所としては、まことに各界各方面から、この要望といいますか、そういった地の利を生かすべきだという声があって、これまでいろいろ環境省等と折衝をしましてまいりました。このやり方につきましては、場所がちょうど会津、那須との中間、その拠点性ということ、もう一つは、今申されましたように連携すべき部分がたくさんあると。みずウオークとか、あるいはコース別には5キロ、10キロ、20キロ、これまでウォーキング等の部分がありましたが、さらに高地のトレーニングといった場所についても非常にいいということがあります。言われましたように、距離が6キロ、走る距離との問題もございしますので、そういった、ご指摘のように連携する理由、あるいは新たな展開、山岳コース、それから、今の拠点性を高める。いろいろな意味で考えてまいりたいというふうに思っております。

当然、その部分は林野庁所管でございしますので、この所管、管理部分と現在の赤面山スキー場の行く末、これを早く整理すべきだという声がございますので、これと一体になった連携と整備の仕方について、さらに観光、環境省、あるいは林野庁、関係省庁との連携を深めながら、おただしの方向で検討させていただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君の再質問を許します。

○7番（秋山和男君） 再質問をさせていただきます。

まず、赤面山でございしますが、今までスキー場に関してはいろいろ同僚議員等から質問等が出ております。いまだかつて前には進んでおりませんが、私が思うには、駐車場は大丈夫ではないかと思っております。そして、自分たち、それから西郷でマラソンの愛好会の人たちとも、何回も現場を視察しております。そんな中で、駐車場はすぐく砂利を敷いてありますので、砂利の上に山砂を敷けば、もうそれで済むと思っております。ですから、そういった面においては、これはやる気にさえなればすぐにでもできると思っておりますが、その辺のご見解をお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしのように、あの駐車場は現在使っておりません。ただ、観光協会の赤面山の山開き、あるいは那須から下山口、そういった利用をされておりますが、一番の景観は、建物をどう処理するか、あるいはリフト等の問題がございます。ただ、部分的に利用可能じゃないかという声もありますので、これは林野庁所管の管理上の問題と現在ある赤面山総合開発の処理の関係もありますが、おただしのように、使わないのであれば使えるという可能性をもう少し突き詰めて、いろいろ契約、法的にあると思っておりますので、この点林野庁との協議を進めてまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 前向きに検討するということでございしますが、今後の問題についてぜひとも早急に林野庁、その他関係省庁とご協議の上、検討することをお願いしたいと思っております。

次の質問に入ります。

次に、今議会に限らず、毎回議会でも質問が行われ、新聞等でも報道されている除染状況の中で、西郷村の除染完了棟数が少なくなっているようですが、他の自治体と比較して実際に遅れているのか、また、どのような状況なのかお伺いをいたします。仮置き場の整備は西郷村が一番進んでいるというようなお話もお聞きしておりますが、本当なのかもお聞きし、また、除染が最優先課題でもあるのでお伺いを申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 除染の進み具合についておたがいでございます。本村の除染につきましては、新聞報道等もございますが、除染が完了した件数は、7月末現在で4件、4,000平米というふうに公表してまいりました。これは村の完了検査が全て終わったという件数でございます。新聞等の公表結果等もございますが、県内各市町村の聞き取り等をいたしました。発注した件数、着手した件数、一部完了した件数、全て完了した件数など、市町村の段階ではさまざまな発表がされております。

本村で除染にいち早く着手いたしました地区が、川谷、鶴生、伯母沢、黒川とやっております。1世帯当たりの面積が非常に大きいところでございます。なかなか面積が広いもので大変でしたが、先週末までの着手戸数は550戸でございます。面積は116万9,418平米ということになります。完了戸数は276戸でございます。面積67万6,622平米、この中には分譲地、別荘地等も含まれているわけでありまして。一般の住宅を400平米と平均値と見積もっておりましたが、こういうふうに換算しますと面積上は1,600戸ぐらいになるだろうと。この11月末現在で、県内の除染業務の契約状況につきましては、本村は発注率は高いほうでございます。遅れているのではないかとのご心配でございますが、順調に進んでいるというふうに私は思っております。

仮置き場がどうなのかと今議員が申されましたが、仮置き場は、報道等でご存じのように、なかなかほかの都市では進んでいないという状況も聞かれますが、西郷村は、地元の皆様方のご協力、あるいはご理解等によりまして、村は数か所の保管場所の確保、県内で最も大きな仮置き場、これは国有地を借りたり、あるいは民有地をお借りしたりということと今やっています。そういったことで、仮置き場があれば自宅に置く必要はないということになりますので、この部分が、私は進んでいると、皆様のご協力、ご理解のおかげであるというふうに思っておりますので。なお、この仮置き場の整備、それから除染の加速化を進めてまいりたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） それでは、今後の予定がどのようになっているかお示しくくださるようお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 説明会をまず申し上げることになります。これまで説明会はいろいろありました。仮置き場をどうするかといったこと、あるいは、大体目標の場所ができましたら、それでどうかという説明会をする。そして仮置き場ができる。その次に、今度は集落ごとに除染を進めたいというふうに思っております。なぜか、

やっぱりコミュニティーがうまく連携がとれそうだということと、やっぱり1つのブロックごとに分ける必要もありますので、そういったことでやっていきたいというふうに思っております。

今晚も長坂で説明会があります。説明会が完了した戸数は、先週末で6,900世帯、大所は大体。昨日も質問がありましたので、今後説明会をするのはどこだと。追原、折口、真船、熊倉、この中通り部が残っておりますということです。そうしますと、残りの世帯1,000世帯ぐらいです。それは12月、1月ぐらいまでには説明会を終わらせておきたい。説明会と申しますと、どういう手順で除染していくか、そのために同意書をお願いします。それから、屋根、壁、土、あるいは樹木等をどうするかということ聞き取りをする、それからモニタリングをするといろいろな手続がありますので、そういったことを説明をして、そして、説明の次に発注に行くということになります。今後の工程につきましては、現在までの除染業務の発注件数は、発注しているエリア内にある戸数は3,215世帯、本年度に1,267世帯を予定しており、平成25年度、来年3月までには4,400世帯程度、7割ぐらいは発注していきたい、具体的に除染に入りたいということです。そして、残りがありますので、それは平成26年度、新年度の上半期に発注を全てしたい。

そういうことで、いち早く、やっぱり、一番の関心はそこにあります。説明会を申し上げますと、もう細かいことは大体わかったと。今の川谷、289号沿いとか、ほかのやっているところを皆さんごらんになっていますね。さて、いつやる、いつまでに終わらせるんだということが一番の要望でありますので、なるべく早く発注して、そして除染を完了していきたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 村民の皆さんが一刻も早く安心できるよう、極力早く除染を進めていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、質問2の村長の所信についてお伺いいたします。

平成22年の村長選挙から4年が経過しようとしておりますが、来年の西郷村長選挙に佐藤村長はどのように対処されているのか、同僚議員を代表して所信についてお伺いいたします。

この4年間は、初年度こそ例年の村政執行ができたものの、3・11の大地震、原発事故以来、大きく状況が変わり、復旧・復興への対応には、この2年9か月、佐藤村長も本当に苦勞してきたことと思います。我々も認識するところであります。西郷村では、予想もしていなかった大地震、また放射能対策という初めてのケースに当たり、2期目の不交付団体となったときとは全く違い、災害復興、被災地への対処、被害農家・商工業者への支援などに心を砕かれておられました。また、災害直後の大混乱の時期に、2年間福島県町村会長を務め、県内町村の代表として政府への要望を行って来たりしております。福島県への功績も評価されるべきことは我々も思っております。

村内においては、西郷第一中学校体育館の建て替えや新白河駅西口広場、駅前西線

の整備なども進み、雪割橋架け替えの着工なども行い、また、人口が2万人に達していることは、西郷村が住みよいものとなってきている証拠でもあると思います。今はまだ放射能への不安がありますが、除染を進め、村民の健康管理を行っていくとともに、真の意味での復興に向け、雇用確保、各家庭の生計安定、少子・高齢化に対応した施策を進め、被災前よりもいい村づくりができるよう、佐藤村長には3期12年の実績を生かして、ぜひともこの難局を乗り切っていただきたいと思っております。そこで、4期目へ向けた所信についてお伺いいたします。

◎発言の訂正

○議長（鈴木宏始君） ただいまの7番秋山和男君の質問の最中に「同僚議員」というふうな言葉をお使いになったと。これについて、全員が同僚ではないのではないかと、うふうなご指摘がありましたので、その部分だけご訂正いただければと思うんですが、いかがですか。

7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 「同僚議員」と申しましたが、ここは撤回させていただき「有志一同」に変えさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） ただいま7番秋山和男君から発言の訂正がございましたが、ご異議ございませんか。（不規則発言あり）

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） 休議します。

（午前10時54分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午前10時57分）

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。何回も申しわけございませんが、「有志」を削除していただいて「私は」と入れてくださるようお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） ただいまの訂正の発言であります、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、村長の答弁を求めます。

村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村政につきましてご評価を賜りまして、まことに御礼を申し上げます。

私は、平成14年3月以来、ふるさとに活力と笑顔をということをスローガンに、全ての住民が実感できる幸せ、調和のとれた発展、村づくりを念頭に村政を進めてまいりました。当初、自治体の長という公職は3期12年、そういったことを頭に置いたのが偽らざるところでございました。しかし、大震災、前例のない原発事故という問題が発生してからの2年9か月は、災害復旧と放射能対策、住民の健康管理を最優

先にし、組織・財政を組んできたことを振り返れば、財政・村政の執行者としての責任、あるいは、この西白河郡、福島県の町村会長として、国・県との連携、支援、協力、陳情、要請、さまざまなことを繰り返し、被災者への支援、除染対策、避難者への配慮などを行ってきた中で、村民の声を聞き、沈思黙考、熟慮をしてみいました。

この結果、一刻を争うこの時期に、申し上げた国・県との関係、組織を動かす、あるいは仕事を早急に遂行するということを考えたときに、なかなかこうした関係を構築するときに時間を費やしてはいただけないだろうということを考えまして、これが本村にとってどうなのかということを考えたときに、また先送りとなっている部分がございます。おただしのとおり、2年9か月、いろいろなことが先送りになりました。そうであれば、今までの国・県との関係、私どもが持っているさまざまな関係をフルに活用して、この災害を何とか村政発展の力に変えて、さらに、この郷土の真の意味での復興に力を尽くして次代につなぐのが私に課せられた責務と、こう思うに至ったところでございます。

我が西郷村は、自然、住環境、雇用など、すばらしいトータルでのバランスを備えております。その結果、おただしのようになり、2万人の人口になったり、高齢化比率は一番低い、これまでこの状況を誰がつくり出したんだろうと。先輩諸兄に敬意をあらわしますとともに、ここにおられる議員諸兄、さらには村民の絶大なる支援と協力、さらに努力があったと私は思っております。

今後さらに、子どもたちの健康、将来のことをいろいろ考えて、やっぱり放射能除染対策、さらには経済、雇用を考えながら、農工商、産業の育成、さらに、雇用、教育、人材育成に力を入れながら、福祉、文化・スポーツなど各般にわたるきめ細やかな諸施策を着実に実行し、さらなる発展のために、実感できる復興を見据えて、その効果を住民が享受できますよう渾身の力を傾注してみたいと思いますので、議員の皆様におかれましては、今後とも変わらぬご支援、ご協力を心からお願い申し上げます、答弁とさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君。

○7番（秋山和男君） 7番。わかりました。子どもたちに夢を、青少年に希望を、そして、お年寄りには安らぎを、そして福祉のためにも、ぜひとも4選となるよう頑張っていたきたいと思います。

これをもちまして質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 7番秋山和男君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第8、14番後藤功君の一般質問を許します。14番後藤功君。

◇ 14番 後藤 功君

1. 教育行政について
2. 村長の村政執行を問う

○ 14番（後藤 功君） 14番後藤でございます。

ただいまは村長の所信ということで答弁を聞いておりましたが、4期目ということで、意欲があるんだなど。しかし、来る2月の選挙には、出るとも出ないとも言わなかったですね。非常にその辺は曖昧にしている、様子見かなど。

質問者も、ここでいろいろあるんですが、村長も、持ち上げられたからといってそれを鵜呑みにしちゃいかんと。いろいろ人間の裏表とか、表でしゃべることと裏でしゃべることがいろいろ違ったりしているんですよ。そういう質問者の中にも、実は、今の佐藤村長は何だというようなことをたびたび聞いております。だから、それを村長が全くもって信用するものはいかがなものかと。私のように単刀直截に言う人であれば、自称そう思っていますけれども、ある程度信憑性があるのかなど。

村長のただいまの質問者の言い分、これは一つの個人の見方でございます。しかし、どうも佐藤村長は、巷間いろいろ聞いていますと功罪相半ばする。もちろん、いろいろな努力をされているという評価もあります。これは当然でありまして、しかしながら、また次もぜひやってほしいんだという、そういう姿勢の声は、何だかあまり聞こえないんだと。もういいだろうと、3期12年それなりにいろいろ努力してきたと、この辺でやっぱり人心一新して、ぜひお引き取りを願って、新しい発想のもとやったほうがいいんだというような大勢の村民の声もあることを、まず承知しておいたほうがいいと思います。

私は、いろいろ今申し述べましたが、そういうことで、佐藤村政についても、この3期12年ということで、毎回のように質問、質疑をやってまいりました。その中で、任期の最終議会です。私なりに総括をしますと、やはり、村民の、昨日からいろいろな議員が言われているように、まず、議会の総意をもって、住民の代表である我々議員が、その代表者たる総意で、こういう決議をしたとか、こういう提案をしたと、そういうことに対して、やはり真摯に受けとめそれを実行しているかと、それだと思うんです。そういう観点に立てば、私は甚だ不満であると。私は、政治は人の好き嫌いで語るべきではないと。しかしながら、そうはいっても人間でありますから、どうしても好き嫌いはあるんですよ。それをなお超越して、やはり、政治のあるべき姿、どこに真実があって、そして、こういうふうな政策を展開してもらえば、それが私の望むところでありまして、そういう見方で見ております。この辺にしておきますが、本題に入ります。

今日は教育委員長さんがお見えになって、大変ご苦労さまです。実は、この間の9月の議会に、私は教育委員長さんにぜひ来ていただきたいというように要請をいたしました。それで、それは前日だったので、それはもう少し早く要請をしておけばよかったんですが、しかしながら、そういういろいろな事情があってということなんです。やはり、議長におかれて、我々は議会の質問なり、そういう必要とすることが

あるから、ぜひ教育委員会の最高責任者であられる教育委員長さんに来ていただきたいと、そういう重い意味があるわけですよ。決して軽はずみな、そういうことではございませんで、議長から要請されるのですから、地方自治法121条に行政委員会の長は議会の要請があったら出席しなければならないと、こううたわれています。ただし、個人のいろいろな出席できない理由があったればその限りではないとございます。それはそれとして、今日はおいでいただいたのでお聞きします。

いろいろ教育委員長も聞いておると思いますが、9月の議会で、私は教育基本法の第4条教育の機会均等ということで質問をしたわけですが、それで、教育長に聞いたんですが、ぜひ教育委員長のその辺のお考えをお聞きしたいと。教育基本法の中では、教育の機会均等ということで、何人も教育を受ける権利があって、それに差別をしたり、そういうことになってはいけませんよということがうたわれております。

具体的に、端的に申し上げますと、ただいま西郷村では中学生の海外派遣事業が行われようとしています。タイに派遣するんだということであります。教育委員長、その辺の、タイ国に派遣する海外派遣事業を行うに当たって、実際、教育委員会の中でどのような内容の会議が、中身を教えていただきたい。それと、できれば、これは議事録を見せていただきたい。議長において、私はそのような要請をしておきます。まず、その経緯、会議の内容等をお聞きいたします。

○議長（鈴木宏始君） 14番、後刻でいいんですね。

○14番（後藤 功君） いいです。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員会委員長（菊池千代子君） 後藤議員にお答えいたします。

まずその前に、前回出席できませんでしたので、今回は早目にお知らせいただきまして出席することができました。お答えさせていただきます。

議員もご承知のように、教育委員会は5人の合議制で行っております。教育長も、もちろん教育委員の一人でございます。ですから、その中でいろいろなことを相談しながら決めてやっているわけですが、実際の事務的なことについては教育長が司どるということになっていきますので、教育委員長の私は非常勤でありまして、いつも教育委員会に詰めているというわけではございません。そういうことで、大部分の実践的なことは全て教育長にやってもらっているということ、まずご理解いただきたいと思っております。

さて、ご質問の教育委員会の中でどのような話があったかということなんですが、教育委員会の前に、人材育成基金会議、それから中学生海外派遣実施委員会という会議もございます。そういう中でも審議をさせていただいたところなんですが、まず、今まで中国との交流があったこと、そして、中国に派遣していたことは皆様ご存じのとおりなんですが、今回だけでなく、友好都市の提携を結んでいる中国ということで進めてきたわけではありますけれども、政治の情勢、それから自然環境の問題、いろいろ子どもたちを中国に派遣するのは難しいということが起きてきました。それで、その後、では、同じアジア圏でどこがいいかということで、韓国ということがござい

ました。それから、3・11とか、いろいろな絡みがありまして、海外は無理だということ、ブリティッシュヒルズで実施したこともございました。

いずれも、私たちが教育委員会の中で相談するときに、これだけは欠かせないということ、それが、やっぱり子どもたちの安全ということだと思っんです。はじめに、やっぱり安全ありきで、安全に子どもたちを外に出すことで、いろいろな効果があるというふうに捉えているわけです。ですから、この安全が担保されないのでは実施できないというふうに考えてきたわけです。

教育委員会としては、その辺を考慮しながら、まず、中学2年生で実施しているわけですが、現段階でどこが適当なんだろうかということをお考えました。できれば、ブリティッシュヒルズではなくて、やはり、飛行機に乗って外国に行くということをおさせたい、そういう思いがございします。いろいろ検討しました結果、私たちの考えももちろんですが、中学2年生生徒のアンケート、それから保護者へのアンケートなども踏まえまして、その中で、やはり、安全に行けるところ、それから、経費の面、それから実質的に、内容的に充実した活動ができるところ、そういうことをいろいろ考慮しまして、タイがいいのではないかと、そういうような話になりました。

タイにつきましては、今までもタイとの交流の実績があるんですね。少年自然の家にタイのほうから来ている。そこに村の中学生が行って交流しているとか、それから、タイのほうでホームステイをおさせたい。せっかく行くんだから、観光ではなくて、本当に人材を育成するという意味で、行った先のところで充実した生活、活動をさせたいという思いもありましたので、ホームステイができる、またその受け入れができるということも大事な要素だと思っまして、タイということになったわけがございします。

教育委員会の議事録は全部ありますので、ご要望があれば開示できると思っします。よろしいですね、教育長。ぜひごらんいただければと思っします。1回だけの会議で決めたのではなくて、何回か、臨時会の中、定例会の中、それから人材育成基金会議の中、それから、さっき申しましたように中学生海外派遣実施委員会というのもございします。そういう中で中学校の校長先生方のご意見なども踏まえながら、タイということに決めて、今進めているところがございします。不慣れなものですから説明不足かもしれませんが、これでよろしいでしょうか。

以上がございします。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の再質問を許します。

○14番（後藤 功君） ただいまの教育委員長のご答弁、この前の教育長の答弁とおおむね同じ答弁をいただきました。私は、その折、そういう考え方には納得できないということでお聞きしたんです。教育委員長は非常勤であられると、毎日毎日詰めておられない、それはよくわかります。教育長というのは、事務方、執行者でありまして、あくまでも決める立場ではないですね、教育委員であられるけれども。

私が、なぜこういう問題があるかと申し上げますと、先ほども触れたように、教育基本法には差別をしちゃだめだと、機会均等であると。当然、中学生は全員が行っているわけじゃありませんね。30人という枠があつて、そこで選抜しておられると。

私は、その選抜方法もいろいろお聞きしました。具体的にどうやっているんだと。論文を書かせたり、いろいろやっているんだと、抽せんをやっていると。しかし、そういうこと言うけれども、実際はこうなんだよという声があるんですよ。そこに、やはり決定的な、行ける人行けない人の、そういうものが生じてくるんだと。それは、教育委員会でそういうことが実際踏まえた上でやっているのかどうかなんです。恐らくやってないです。

あくまでも、私が思うとき、今まで中国の薊県と海外交流でやってきたんだと。その中で、今度は中国がどうも怪しいからと。先ほど教育委員長は、中国はどうも政情不安、いろいろ、当時はSARSとか、今は大気汚染がすごいです。当然です。今度のタイも全く同じなんです。政情不安、今、タイの政治は非常に不安ですよ。この12日から15日、ASEANの会議が日本で開かれると。その会議において、インラック首相が訪日を中止しました。そのくらい、今タイ国は政情不安であります。今回に限らず以前にも、何年か前、あのタイの国際空港が封鎖されて海外の渡航者が帰って来られない事態。連日非常に騒いでおった。そして、死者も出て、あるいは暴動に発展した。今回もそうでしょう。もう既に死者も出ていますから。そして、首都バンコクにもいろいろそういう、戦車なり軍隊が出動して鎮圧に当たると。今日本では、実弾とか、そういうのは飛び交ってやりませんけれども、外国の場合は結構荒っぽいことをやるんですよ。今、そういう現実にあります。

そういうことを踏まえたならば、教育長の9月の答弁でこういうことを言っているんです。「政情不安に当たって、実際には行けないときもございましたが、行けるとときには友好都市の締結をしています中国薊県に中学生を派遣し、1回だけ韓国に派遣、そういう歴史をたどっています。最近では政情の不安等が続いていまして、中国にどうしても行くことがふさわしくない」という、政情不安だったから、だから薊県には行かないんだと。じゃ、タイはどうなんだと。政情不安でしょう。全く同じ。だから、そういう理由づけをするのはいくらでもあるんです。しかし、そこにはやっぱり矛盾も。じゃ、タイは安全なのかと。

私が今申し上げているのは、これが問題の本質ではございません。あくまでも、教育基本法にのっとった施策でやっているのかと。これは、学校教育法の中ではうたわれているですよ。今、学校教育課じゃなくて生涯学習課に振っている。いわば社会教育政策ですね。そこに振って、そんなに違反してないんだというようなことを言う。しかしながら、実際にやっていることは同じでしょう。学校教育法には触れないけれども、生涯教育の分野でやっているんだと。生徒はそういうことは感じないですよ。何で俺が行けないんだと。

私はこの前の一般質問をやって、いろいろ保護者から聞いております。よく言ってくれた。実は、私らは手を挙げたくても挙げられないんだと。教育委員長、以前は学校の教師であられたからわかるでしょうが、いわば、学校の教師、あるいは学校対保護者・生徒というのが、保護者なり生徒は弱い立場なんですよ。親の立場からいうと、学校に対して物を申したら、いろいろなこと、いわば、文句を言った人は、自分の子

どもがそれだけ冷や飯というか、冷たい扱い方をされるんじゃないかと、そういうことで控えちゃうんです。これは親の立場ならそうでしょう。

ですから、話はそれですが、いろいろな、例えば、今はどうか分かりませんが、以前、西郷一中、あるいは二中で、テニスの練習をする父兄が、先生方のOBがそれにコーチとして、その人に弁当を届けたと。それはそれであまりとやかくは言いたくないけど、しかし、弁当を用意できない人の心情を思うと非常にこれも問題だと、私は指摘したことがあるんです。そういうものを、やはり、その先生は要りませんよと言わなきゃならないの。そして、そこであげものをした人が有利になっちゃう。これはちょっと言葉は悪いですけども、私はあまりにもリアルにしゃべるから。そういうことがあるんです。ですから、私は、そういうことはいけませんよと。じゃ、弁当を、おにぎりを届けられない人はどうなんだと。それは気をつけなきゃ。今、病院へ行ったって、医者は、ちゃんとした病院は書いてあるでしょう。「あげものは一切受け取りません」と。それは、やっぱりそういうことによって患者に差をつけるおそれがあるからですよ。

そういういろいろな見方があって、この海外派遣事業ということに対しても、そういうはっきりした形はないだろうけれども、一つの要因があって、そういうふうになりはしないかと。そういう危惧がされるんですよ。その辺も、これは明らかにはないでしょうけれども、しかし、そういう声というか、私らは何とも言えないんですよ。そして、結果的にですよ、これは教育長にもいろいろただしましたが、行った人行けなかった人というのは、非常に心の、いわば勝ち負けというか、行った人は、やっぱり優越感に浸るし、行けなかった人は、やっぱり劣等感なんですよ。我々は外国、私は個人ですが、いろいろ行っております。それなりに世界を見ていろいろな勉強になっていることがあるんですが、しかし、何回も行っている人はともかく、今、中学生段階ではみんな初めての経験ですよ。その段階で、いろいろ差をつけちゃったらどうなんだろうと。まして、教育基本法にはそう書いてあると。どなたでも義務教育においてはそういう差別したことをやっちゃいかんと。あくまでも機会均等なんだと。それを歪曲したようなことでどうなんだろうと。

そして、この海外派遣事業というのは、菊地前村長が平成7年から始めて18回目、そういう歴史がございます。その中で、なぜ始めたかという、中国と友好姉妹都市、そういうものを締結したと。今回タイ国との友好締結とか、そういうこともございませぬ。まして、議会にも何らそういうことであらかじめ相談がない。勝手にやっているんじゃないかと。それ以前に、先ほど申し上げました機会均等のあれが一番重要なんですよ、いろいろそういう、じゃなぜなんだという、そういうはっきりとした具体的な政策として何らないと。タイ国と友好都市も結んでない。一つの大義がないですね。じゃ、タイがどうなんだと言っても、中国に対しては政情不安だからやめた。だったらタイだって同じじゃないですか。その辺の考え方は、一体教育委員長はどれだけ深く考えてこういう事業をなさったのか、その辺をもう一度お聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員会委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

後藤議員の子どもたちを差別することなく全員に同じ教育をとるという思いは、十分に受けとめたつもりです。教育の機会均等がうたわれる中でどうして差別するのかというのがご質問の一番肝心なところかと思うんですが（不規則発言あり）私たちも、法のもとでの、誰しも能力に応じて教育を受ける機会が均等であるということに妨げてはならないということは、そのように捉えております。また、教育のあらゆる場面において差別をしてはならないということも承知しているつもりでございます。これまで教育委員の中でも、本当は西郷村の子どもたち全員にそういう経験をさせたい。これからの子どもたちはグローバル社会に生きていく子どもたちですから、できることなら全部行けたらいいねという思いは持っております。

機会均等ということにつきましては、まず、今回の海外派遣事業を実施するに当たりましては、子どもたち、村内などの中学2年生の全員に対して募集のチラシを配りました。そして参加を呼びかけました。つまり、スタートは公募をしたということでございます。これは最初からそういう形で行なっているわけですが、1回から4回までは人数がオーバーしたということで抽選がありました。それ以後は選抜をするということにはなかったと思います。今回もそれはありません。さらに、今回は事前の事業説明会も行いました。ただ、タイというのが初めてだったせいもあり、それから、中学2年生春休みの時期ということで部活動の関連などもありまして、今回は定員30名に対して17名の応募でございました。ですから、ふるいにかける、選抜するという作業はございませんでした。

義務教育として行われる学校の行事、例えば、修学旅行とか遠足など、これは機会均等、全員ということが絶対必要だと思います。しかし、先ほども教育長が申したということでお話がありましたけれども、社会教育の場合は、ちょっと学校行事とは違ってきているのかなというふうに思っています。また、経済的に負担があることですから、経済的に余裕がなくて行きたいけれども行けないという子どもさんがいるであろうということも十分承知しております。それで、そういう子どもさんに対しては、一部の経費を負担する、または全額負担するということも西郷村中学生海外派遣実施要綱の第9条に定めておりまして、経済的な理由で行けないという子どもが出ないよということ、配慮しているつもりでございます。

本題についてのお答えは以上です。

なお、中国とタイと情勢は全く同じではないかというご質問なんですが、そのことについては、先ほど申しましたように、はじめに安全ありきですので、そのことは十分考慮しているつもりです。今、外務省とかタイの日本大使館、それからタイの日本人学校の先生とか、そういう方との連絡を密にとりながら、ご指導もいただきながら、最悪の場合、行くか行かないか、ぎりぎりに延ばしても、3月頭にはそのことを決めなければいけないというふうに捉えております。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 先ほど10時半から再開していますけれども、今日はこのまま休憩をとらずに会議を続行したいと思いますので、ご了解ください。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 今、教育委員長さんは、よく打ち合わせして、教育長の答弁をなぞったような答弁なんですけど、それはおのおのの考えだから仕方がないと思いますが、やはり、根本的な、教育の機会均等ということはどういうことであるべきだとか、そういう自分なりの主観というか、そういうものを本当は言ってほしいんです。そんな、違反してないんだとかは。だから、これは全く自信を持って言い切れないと思うんです。

そして、海外派遣事業も18回を数えて、私に言わせれば、ずっと続いたのだからやっていいんじゃないかと、いわば惰性でやっているんじゃないかと。今までやったことはもう戻せないですから、別に、とりたてて大変な害を及ぼしたとか、事故が起きて何かあった、そういうことはございません。それはそれで結構です。

しかし、私があくまでもこだわるのは、教育のあり方なんです。私がこのことをずっと以前から取り上げていると、やはり、保護者の皆さんは、先ほども言ったとおり、こういうことなんですよと、本当は子どもの気持ちをおもんばかれば行かせてあげたい。しかし、経済的な負担もあるし、子ども自身も親のそういうものを知っておるからそこで遠慮しちゃうんだと。できればみんなと一緒に行かせてあげたいと。そういうことを聞くと、なぜ西郷村の教育委員会は、村長もそうなんですけど、そういう人の心を配慮できないのか。

私は、全くそんなのやめちまえということには立たないですけれども、いや、全員が行けないというならやめちまえです。行くんなら行かせろ、修学旅行でも何でもいいでしょう。何で一部の人だけ。そして、今新たな、行けない人は全額援助してやると。これだつて行かない人にとっては差がつくわけです。何だ、それだったら俺らにもそれを提供をしてくれと。あくまでも、そういうふうに矛盾に矛盾を重ねてくるんですよ。ましてや、姉妹都市とか友好都市、そういう締結もしていない。中国がだめだから、村にある英国村にちょっと行って、じゃ、また熱が冷めたからタイにするかと、そんな類いのあれでいつまでもやってんじゃねえよと私は言いたい。

この問題について、私は、実は関係省庁に問い合わせしました。あくまでも議会のあれなんだけれども、基本的には、やはり教育の機会均等の精神からいっておかしいと、それが是正の必要があればとらなきゃならないと、そう言われています。そういう一つの疑義があるようなことに対して、なぜそういう。もう始まっちゃったから、動き出したからしょうがないわいという、これは日本の役所の悪弊ですよ。そういう惰性で延々と続ける。これは役所の惰性で、動き出したらもうブレーキも、やめるとかそういうこともしないで、これが一番問題なんです。

教育委員会の皆さん、あるいは加藤教育長も、いわば教育においては専門家であればと、私もそれは認めます。しかし、だからといって、我々の最も素朴なそういうことに対して、あまりにも配慮がなさ過ぎる。そして、結果的に、そういう法律にま

でうたわれていることを平気でやっているとは何なんだと。子どもたちには、そういう不平等な、行った人行かない人という、そういう感情のいろいろなものを毎年毎年生産しているんじゃないですか。これが問題なんです。そういう純粋無垢な若い子たちに、あの人は行った私は行けなかったという変な、そういうねたむとか、いろいろな感情を植えつけちゃならないと私は思う。

そういうことを一体どういうふうに考えているんですかということ。再度そういうことを伺います。ただ、教育委員長はこういう経緯でなつたと、自分のあるべき教育像というのを私は聞いていないんです。その辺もお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員会委員長（菊池千代子君） お答えをいたします。

はじめにですが、教育長と同じことを話している、これは当然のことであろうと思います。どこかの議会で「教育委員長がわからないうちに事務方が勝手にやったことです」という答弁をした議会がありましたけれども、私はそういうことがあってはならないと思っています。そういうことがないために、教育委員会の会議の回数は少ないかもしれませんが、本当に時間をかけて慎重審議を重ねてきているところでございます。ですから、すり合わせて話をしているということではなくて、今まで話し合いになった中で、教育委員会としては一致したことをお話し申し上げていることです。そのことを、まずご理解いただきたいと思います。

それから、人材育成ということなんですけれども、やはり、次の時代を担う子どもたちをどう育てていくかというのが、やっぱり私たちの仕事の一番大事なところだと思うんです。今議員がご指摘のように、義務教育、これは全ての子どもたちがかわることです。選ばれて中学校に入ってきている子どもたちではありません。ですから、さまざまな家庭状況、背景を抱えていることも十分承知をしているつもりです。それでも、なかなか目が届かないところはあるかもしれません。

今本当に、学校の中では、一人一人の子どもに、その子をどう伸ばしていくか、そして、この子どもが21世紀を生き抜く力をつけるのにどうするかということで、いろいろなことを学校現場にお願いしてやっていただいています。機会均等ということで申し上げますならば、体に障害を持っているお子さんに対しても、それなりの支援員をつけたり、特別な先生をつけて、その子が将来自分で生きていける力を何とかつけてあげよう、育てようということで努力しているところでございます。

法律があつて、法律に違反しているのではないかというご指摘を前回もいただいていたようですので、私どもも、これは申し上げないでもいいのかなとは思っていたんですが、あえて申し上げたいと思います。

文科省への問い合わせを、教育長のほうもさせていただきたいと思いますというふうに前回お答えしていたと思います。それで、文科省に問い合わせをいたしました。タイ王国への中学生海外派遣事業についての文科省見解についてということで、9月24日に確認をいたしております。事業として説明した内容は、今までご説明申し上げたとおり、西郷村のタイ王国への中学生海外派遣事業について、対象者、定員、費

用、期間、それから内容などについて説明をして、お答えをいただいたところなんです。お二人からお答えをいただいています。

お一人は文科省青少年課国際交流係の柴主任からです。「文科省のほうでも同じような内容で事業を企画しているが、このような内容であれば特段問題はない」というお答えでございました。それから、もうおひと方、文科省国際教育課国際理解教育係の松栄氏からは、「教育基本法における教育の機会均等の機会とはチャンスの意味である。したがって、お金がない、障害があるなどの理由で機会が与えられないということではだめだ。学校教育の中でそのようなことになるのであれば問題はあります」。修学旅行などですね。あなたは障害があるから行っちゃいけないとか、今、修学旅行でさえも自己負担がありますので、お金がないからあんたは行けないよというようなことがあってはだめだということだと思います。それは問題であるけれども、「学校の教育計画、指導要領以外のプラスアルファの教育部分」今回の社会教育がそれに当たるとは思います。その部分で実施するのであれば、当然予算があるので、公正に選抜することに十分な配慮をして人数を絞ることは問題ない。また、学習指導要領の他の部分でそのような事業を実施することは大変よいことである。また、選抜の方法としては、小論文、面接など、障害を持っていることを理由にその子が不利益を受けない方法を勘案して実施したほうがよい」という回答、アドバイスをいただいていたところです。

議員が同じ方に問い合わせたかどうかはわかりませんが、私たちは、この回答をいただいて、今回の海外派遣について、全員にどうですかと声をかけて、そして応募者を募ったことは、機会均等に反するというふうには考えていないところでございます。でも、本当に、先ほども申し上げましたように、やっぱり全員連れて行けるなら、これにこしたことはないとも思っています。ちょっと長くなるかもしれませんが、いいでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、ご発言の最中なんですけれども、若干こちらも休憩等の都合がございますので、これは休憩後に譲っていただければありがたいと思いますが。

○教育委員会委員長（菊池千代子君） わかりました。

ただ、声を大きくして言えない子どもたちや保護者の声を後藤委員が本当に代弁していただいていると受けとめておりますので、その点については感謝申し上げます。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤議員に申し上げますけれども、いろいろ考えた中で、これから休議をとるべきだろうというふうなこともございましたので、これから休議に入りたいと思いますのでご了解ください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後1時まで休憩いたします。

（午前11時49分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後1時02分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

14番後藤功君の一般質問を続行してください。

14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 14番。午前中に引き続き質問をします。

教育委員長の答弁をいただいたんですが、文部科学省の担当者に聞いたと。私も同様のことを聞いたんですが、その聞き方によって、多少ニュアンスというか、こういうことは違うと思います。だから、教育委員長の今の答弁はこの事業を推進する立場からの問い合わせだと。私のほうは、これはどうなんだと、法律に抵触して何か問題がないのかと、そういうような聞き方でありましたので、多少のそういうニュアンスは当然あるはずだと、このように認識いたします。

おおむねは大した相違はないですが、しかしながら、国の指針とか、法律上どうなんだと、そういうことで一概には解決できないのは私もわかっています。ごく素朴な、なぜ私がこういうことに対して再三にわたって質問をするかという、やはり、我々は、ごく一般論として、平等とか、あるいは、何回も申し上げますが教育の機会均等、そういうことに鑑みてなぜなんだと、まずそれなんですよ。全て、我々議会議員というのは、まず、なぜそうなったか、そういう疑義、あるいは一般社会の常識というか、いろいろなことに対して、それが少しでも私の見方から見ればおかしいと、そういうことで質問をしているわけですから、必ずしも、法律上問題がないとか、そういうことで結論づけるものではございません。それをまずお含みおき願いたいと思います。

それで、この問題は、法律論でいえば一概に片づけられない。しかし、現実には、要は、行く人行かない人というのがあられるわけですよ。これはどういうことなんですかと一保護者がどうのこうの言っても、それは村の行政を動かせるものではないと。だからそういうことで、住民の代表である議員としての私のところにこうなんですよと。私がいろいろな問題を提起したことで、実はこうなんだと。役所の教育長の答弁では、いろいろ、こうだからと聞いていても、それは本当は違うんだと。私はそういう声を聞いていますから、一体じゃあどうなんだということなんです。

教育委員長は、あくまでも法律上は問題ないんだからこの事業は続けるんだと。しかし、私はそれは待てよと。そういう役所の、午前中も申し上げましたが、もうやっているんだから、多少のそういうあれはあるけれどもやっていくんだと。そして、いろいろな問題について、例えば、タイは政情が不安定になってきた。また、暴動とか今後起きるかもわからない。そこに対して教育委員長は、この事業はそのときの情勢次第で中止もあり得るんだというような話をしました。私は、そういうこともさることながら、まず、この機会均等ということ文科省がオーケーを出したからとかそういうことじゃなくて、もう一度、生徒、あるいは保護者の立場に立って耳を傾けて、教育の原点に立って、いかにあるべきかということ、そういうことから考えたらどうなんだと。

そして、募集をかけたら17名であったと。こんなところにも、やはり、この事業に対してあまり、何ていうかな、大して行きたくもないんだとか、それと同時に、その前には面倒くさい論文を書かせたり、それから、いろいろな経済的な問題もある。そういったことで応募しないのではないかと、そういうことも推察される。しないと。

いずれにいたしましても、この事業は、姉妹都市提携を結んで、そういったきちっとしたことを前提にしてやっていないんです。私に言わせれば、単なる思いつきで、今までやっているから、じゃ今度はタイでもというようなことでやった仕事ではないかと。だから、物事をやるには、これは文教厚生常任委員会がございますが、そこで何らかの説明はしたというようなことかもしれない。私も詳細はわかりませんが、しかし、やはり、1つの重要な事業なんですから、議会に、今度はこういうことで、タイ国と姉妹交流に代わり得るものとして考えていると。なぜそういうきちっとした順序を踏んでやれないのかと。

私に言わせれば、教育委員会委員長はさておき、これは前回、前々回も申し上げましたが、教育長は割とそういうことにご執心であるから、一つのそういう教育長の主観が入って進めているのか。教育委員長にそれはどうなんだと言っても、いや違うというのは当たり前だけれども、しかしながら、こういった、結果的に、私が一方的に言うかもしれないけれども、差別ではないのかとか、機会均等からどうなんだとか、これは私の主観だけで言っているわけではないです。多くの保護者、そういった方々からそういうことを聞くと、結果的にはそうだとということでございまして、これはぜひもう一度原点に立ち戻っていただいて、代わり得るものなら何でもあるだろうと。

例を申し上げれば、今年度佐渡にリフレッシュ事業で行きましたね。当初の説明では定員40名だと。そのことも事の本質は同じだと思うんですよ。佐藤議員が何で40名だと、みんなにそういう機会を平等に与えて、全員を行かせたらいいじゃないかと。私も当然そうだと思います。それが変わったでしょう。当初のそういう事業の内容からいって変わりました。これも同じことだと思うんですよ。それは、予算のいろいろな、なかなか全員は難しいと、そういうふうに考えれば無理かもしれませんが、代わり得るものは何でもあるんじゃないかと。例えば佐渡、それはそれでよしとしても、じゃ、もっと全員が参加できるような、国内でも何でも、例えば修学旅行というか、外国の場合だったら全員修学旅行に切りかえてもいいし、そういうような、頭からそんなのは無理なんだというような話じゃなくて、もっと機会均等、先ほど教育委員長は、いや国は大丈夫なんだと、そういうことで突っ張るかもしれないけど、私は、だったら、もっと皆さんに同じ機会を与えて、みんなで喜んでもらえるようなことがどうしてできないんだろうと。そういうことなんです、いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育委員長、菊池千代子君。

○教育委員会委員長（菊池千代子君） お答えいたします。

後藤議員が全ての子どもに平等にという思い、これは重く受けとめたいと思います。それから、行けない人の声を届けていただいたということについては感謝申し上げます。原点に戻って考えてみたらどうか、これもご指摘いただいたことを受

けとめていきたいと思えます。

1つの事業は、毎年惰性でやっているわけではないのです。まず、この事業をするに当たりましては、西郷村の子どもをどう育てるかという一つの大きな目標がありますし、それに沿ってこの事業の目的というのがあるわけです。それは先ほど来お話ししたところなんですけれども、思いつきでやってきていることではないと思っております。1つの事業は、実施をして、その回数を重ねるごとに少しずつ変化をしてきます。それは、皆さんの声を受けながら改善し、よりよい事業にしていこう。全ては、やっぱり子どもたちのためになる、やってよかったという事業にしていこうということだと思います。

今ご意見をいただいたのは、佐渡のリフレッシュのように全員連れて行けないだろうか。例えば修学旅行のようにということで1つの例を出していただいたわけですが、修学旅行は学校の行事でございます。全員参加でどこの学校もやっております。学校行事の場合、年間の事業計画、その他を考えますと日数等も限られてまいります。それから、みんなで行くというのも学校行事ですから当然のことなんです、この人材育成に関しましては、修学旅行とは目的がちよっと異なるかと思えます。こういう時代になってきましたので、グローバルな社会に対応できるように英語の習得もさせたい、それから、海外に企業が進出している、そういう時代ですから、子どもたちにそういうところも経験させたい、そういう思いがございます。

現実には、福島県内でも海外に修学旅行というのを実施しているところがございます。矢祭中学校です。このことについてちょっとお話しさせていただきたいと思うんですが、矢祭中学校は矢祭町でただ一つの中学校でございます。学校行事のために、今年度の例ですが、3年生53名全員参加でございます。行く先はオーストラリアで3泊5日です。3泊5日というのは、1泊が飛行機の中ということです。学校教育計画の中では、ぎりぎりそれしか時間がとれないのだろうと思えます。今年度の場合、費用は1人当たり約23万円かかる。そのうち5万円を自己負担ということになっております。旅行業務は大手の旅行社に委託しております。実質、中3日の日程のために、内容をお聞きしましたところ、現地の学校との交流に3時間割いております。そのほかは、カンガルーの動物園とか、コアラ体験とか、ほとんどが見学、または観光的なことになっております。（不規則発言あり）

ですから、そういう事情を考えますと、西郷村全員というのは現実的に今は難しいということをお話ししたいというふうに思ったわけです。議員がおっしゃるように、本当に全員にいろいろな経験をさせれば一番いいことだということは、先ほど来から思っております。そのためにも、予算の措置とか、そういうことで議員の皆様にご支援をいただければ、大変ありがたいことだと思います。今のご指摘をいただきながら、この行事そのものもよりよい行事に成長させていきたいと思っておりますので、これからもご指摘、アドバイス等いただければ、大変ありがたいと思えます。

以上です。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） この問題は、私も当初から、佐藤村政以前の菊地村長時代から、いわばライフワークというか、そういうことでいろいろな角度から疑義を呈して申し上げてきたんです。だから、ここですばっと、そういう歴史があるから、ここで教育委員長が私の質問に対して、全くそういうようなことを、期待はしますが、どの辺までそういう陰に隠れた部分、表に出ない部分をご理解できたのかなと、それはわかりませんが、しかし、多少なりとも、そういう物事の側面というか、そういうものも本当にあるんだと。しかしながら、そうはいつでもこれはやり続けるんだとか、そうじゃなくて、やはり、そういう根本的な、人の精神的な、あるいは人間形成において、いわば障害になるようなことがあってはならないという。私は物質的なことを言っているわけじゃありません。あくまでも、人間形成上ちょっとまずいんじゃないかなと。ということで、でき得ればそういうことはしないで真っすぐに、多感な少年時代は、それにふさわしい、決してきらびやかとか、世の流行ばかりを追うんじゃないで、教育の原点、すなわち、義務教育はみんな等しい機会で楽しい学校生活を送れるようにと、私はそういう理想があるんです。これは、恐らく誰も異論はないと思う。そういうことで、ぜひそういう精神に立ち返って、もう一度この辺で考えて、何か新たな事業ができないかと模索していただければと、このように思います。この問題はこれで終わらせていただきます。

それで、質問の通告はしていなかったんですが、私はいろいろな人から聞いておるんですが、子どもの安全見守り隊ということに対して伺いたいと思います。

子どもの安全見守り隊については、児童の安全を守るという意義は私も理解しておるつもりなんです。それで、村だよりの中で広報「にしごう」に出ていたんですが、「日本一の見守り隊」ということで、羽太小学校の6年生の鈴木千尋さんという方のを読んだんですが、小学生にしては文章が非常にうまい。的確に捉えて、見守り隊というのはすばらしいんだと、そういうことで感謝の文を書いております。本当に大したものだなと。

そういうことで、この子が言っているとおり、見守り隊というのはボランティアで子どもたちの日々の安全を守っているんだと。私もそれはそれで非常に評価します。その中で、こういうことを聞いておるんです。熊倉小学校の校門の交差点にいつも立っている見守り隊の人だと聞きました。ところが、子どもの安全見守り隊という方々は、制服というか、同じ竹色のジャンパー、そういうのを着てやっぴらっしやると認識しております。それで、その人が警察官と見間違ふような制服をいつも着ているんだと。それで、いろいろなさつていると。それは、学校生徒いわく、私も聞いた話だからわからないんだけど、見守り隊というのは統一されたジャンパーなりを着てやっぴらっしやるのではないかと。あの人は警察官なのですか、どうなんですかと、子どもながらそういう素朴なものがあるんでしょう。

私も確かめたら、なるほどなど。そういう人に村ではお願いしているんだろうと。じゃ、ボランティアとは申せ、確認しておきますが、これはわかりませんが、一部の人には年間報酬というのが出ているんだと。その辺を明らかにしてほしいということ

なんです。これ、今答えられますかね。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 後藤議員のご質問にお答えをいたします。

まず、見守り隊のことです。隊員さん100人を目指して、ボランティアの方々にお願いをしまして、本当にありがたい組織になってきています。今日その方々の服装の話を、識別のことでお話しされたので、そこに限って申し上げますが、黄色いジャンパー、それから竹色のもの、こういうものが見守り隊の方々の服装でございます。警察官のような服装ということは、これは見守り隊ではなくて、別な役割を持った交通指導員の方というふうに思っています。詳しくは、見守り隊は教育委員会関係でやっていますが、指導員の方につきましては地域安全、村全体のことににかかわっていますので、住民生活課のほうでお世話になっている。子どもたちのことも、本当によく見ていただいてお世話になっている、そういう状況でございますので、ご理解いただきたいと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 住民生活課長。

○住民生活課長（保坂文夫君） ただいまの後藤議員のご質問にお答えします。

交通教育指導員、これは村の中に4名ばかり委嘱をしております。この方たちの報酬ですが、年間28万7,400円です。これに関しましては、春休み、それから夏休み、冬休みを除いた平日、毎朝1時間半程度交差点等に立っていただきまして、小田倉小、熊倉小、川谷小、それから羽太小学校、こちらのほうに4名が毎朝立っていただいて、子どもたちの交通安全を指導していただいております。米小学校地区は、たしか3年ぐらい前ですか、1名の方がおやめになったので現在のところおりませんが、平日の登校時、これらの交通安全、そういった指導を子どもたちにしているわけです。

以上でございます。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 報酬そのものは、それはそれでいいとして、子どもたちが、我々もそうなんです、警察官と間違えるような服装でどうなんだろうと。職業警察官ならともかく、それにしても見間違えるような、なぜそんな制服だというと、それなりの権威をつけたいとか何とかあるんだかもしれないけれども、よし悪しは私はわかりません。しかし、そういう声があるということ。それを認識していただきたいということです。それはそれで聞いておきます。わかりました。

教育関係はこれで終わりますが、村長の行政執行ということで伺います。

冒頭、秋山議員が村長に対する所信について伺っておりまして、いろいろ村長の業績、あるいは今後に期待するというようなことで話を聞いておりました。3期12年の総括として、私なりにいろいろございますが、村長も、先ほどの答弁の中で、前向きに今後また村政を担っていくかのような意気込みというか、そういうものを話されました。私は、その話の脈絡からいったら、じゃ、4期目も出馬するんだなというふうに解釈しました。

それで、これは私だけの問題ではございません。広く住民の皆様、村民の皆様の一つの判断材料、村長とはどうあるべきか、いろいろなそういう総合的な判断をして、相手がいれば、その優劣によって村長という職を4年間与えられるわけではありますが、佐藤村政12年の中で、具体的な政策というか、これを何としてもなし遂げたいと、この西郷村のいろいろな課題、あるいは、世の中をこういうふう理想の形に変革したいんだという情熱というか、そういうものが、どうも、私はですよ、あまり感じられない。

そういうことで、今後はわかりませんが、今課題になっている除染もですよ、単に7割発注が済んだと、しかし現場はどうなんだと。発注するのは、悪くとれば、選挙が近いからどんどん発注して、私はこれだけやっていますよという実績というか、そういう数字を示すのにやっているのかなど。実際は、発注したって全然これは進まないわけだ。除染そのものに、いろいろな懐疑的なものがあります。今の除染のあり方、これは、一西郷村の村長がどうのこうのと言ったって、国の指針、そういった環境省のマニュアルによってやるしかないですよ。しかし、その中にあっても、行政を預かる自治体の首長は、いかに合理的な、また真に役に立つ除染というものを考えておるのかと。そういう面からいうと甚だ、ただ単に、そういう国のマニュアル、除染計画に基づいてやっているにすぎないんじゃないかと。

西郷村に百条委員会というものが設置されまして、いろいろその中で問題点を指摘したり、そして関係者の証言をいただいて、いろいろな問題があります。ここでその内容を一々つまびらかにする時間もないし、できないですが、しかし、私はその百条委員会の委員で内容を知っておりますから、実際は、このずさんな除染のやり方というのも非常に問題になっている。もう少し質問時間があればいろいろできますが、そういう問題に今直面しているんですよ。先ほど村長が、除染はどうなっているんだ、発注率は今7割だとそう言われるかもしれませんが、その中身たるや、百条委員会を設置して、除染の内容についてですよ、いろいろな疑義があるということで、福島県下で西郷村だけでしょう。そういうことを今行われているんです。村長に聞きますが、こういう事態を村長はどう思っているのか。それをまず聞かせてください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 後藤議員の一般質問にお答えします。

単純に、百条をどう思っているのか。私もこの前百条を傍聴いたしました。百条のポイントは、除染の順番が違うんじゃないかというのが1つでしたね。もう一つは、太陽光、ソーラーとの関係がどうなのかという話でした。いずれも県の回答を聞いていまして、同じ回答でしたね。順番が違うのは、早く全部除染しようという中において、条件が整ったところからやってもいい。もちろん、それは、運び出すものとか、いろいろなものがありますが、そういうところはそうしてもいいと。要するに、条件が整ったところから早くやろうということを思っているわけです。

もう一つは、ソーラーとの関係で、やはり疑念を抱かれるようなことをやっているのではないかと。しかし、答えは、ソーラーはソーラー事業、除染は除染事業でやっ

ているという話だったので、私もそのとおりです。ただ、時期が錯綜しているんじゃないかという話がありましたが、それはそれで私も安心したところです。なるべく説明をちゃんと申し上げてわかっていただく。それに専念したいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君。

○14番（後藤 功君） 村長が今答えられたことが議事録になって、後で百条委員会の中でのすり合わせをやると、いろいろまたあると思います。ごく大ざっぱに言えば、我々は、広く一般的な除染というのは、西郷村の除染計画にあるとおり、学校、公共施設が第一、その次は民家だと。ゴルフ場やそういうものは一番最後なんだと。それを真面目に読んだら、誰でも疑念というのは持つ。湧くんですよ。まるっきり違うことをやっているわけですから。

今おっしゃった、除染の条件が整ったからやったんだと。それにしても、じゃ何でソーラーと結びつくの。これは企業の事業ですから。ここでどうのこうの水かけ論を言ったってどうしようもないけれども、その一つをとっても、いろいろな問題点があるわけですよ。この西郷村の除染そのものの仕事のあり方、この百条委員会で問題になっている以外にも、私はいろいろ聞いています。請負業者が入札はしたけれども、その中身たるや、次はおまえの番だ、俺の番だと、そういった類いで受注して仕事をやっている。これは、厳密な、除染以外の仕事だったら、そんなのとんでもないって大問題になりますよ。政府も除染という特殊なあれだから大目に見ているんだか何だかわからないけれども、これが、じゃ、落札率がどうなんだ、あるいは発注の見積もりがどうなんだと厳密に、公正取引委員会でも何でも、それできちっとあらわしたら、これは大変な問題になってくるんじゃないですか。私は、これは西郷村だけではなくて、国そのものに疑義を呈しているんです。

いろいろなそういう問題というのが吹き出てきている。その中にあって、住民の皆さんこうですよ、ああですよといったって、なかなか信じてもらえないです。それで、実際の現場を見ても、いろいろな問題が吹き出してきています。私は以前から、この問題はもう少し住民サイド、これは5年計画だって来年度で全部発注は終わる。しかし、住民みずからが除染の業務を肩がわりして、そこに予算を配分してやらせたら、どんなに早くできちゃうのか。恐らく二、三か月でできちゃうでしょう。そういう合理的な、これは住民の皆さんが言っているんです。私が最初に言った、今頃みんな、そんな無駄なこと、もったいないとか、これは本当に、表土を5センチ削って、袋に詰めて終わりでしょう。そこに、1件当たり多いところで1,000万円も2,000万円もかかる。

私は再三いろいろなところで言っていますが、国民の復興増税で、今後10年間税負担を強られる。我々福島県はともかく、全国の皆さんは、福島県はお気の毒にと、除染やら何やら復興するのに我々もそういう負担は仕方がないかという思いで、納得しているんですよ。ところが、実際の現場ではどうであるか。西郷村の除染そのものがいろいろいかがわしいと、本来の除染の仕事から逸脱しているだろうということで百条委員会を設置していると。この問題を、全国民がそういうことを知ったらどうな

りますか。もし、それが本当にそういうふうになってきたら、その善意への背信行為以外の何物でもないと、このように思いますよ。ですから、やはり、いろいろなそういう一つ一つのことに對して、除染といえども、きちっと精査した、現場の職員なり何なり、村長たる者が、きちっと指導してやらなきゃならない。

私は二、三日後もいろいろ聞いています。新しい情報では、保育園の雨どいから25万ベクレルの数値が出た。しかし、何かうやむやにしちゃったんだと。私は確認していませんが、それなども、本当に関係者が隠蔽したら、これは大問題でしょう。その保育園に通わせている父兄はどうなんですか、大問題になるでしょう。だから、もしそれが事実があったら、その時点できちっと公表して、これは恐らく環境省に届けなければならないはずなんです。私は、これをもっと深く調査をします。そういう声が寄せられています。除染に対して、いろいろな疑義、あるいは不信感が渦巻いているのが現状です。そういうことに対して、もう少し村長は真剣に、いろいろな疑問に対して明快に説明する責任があると、このように思います。そういうことで、質問時間もなくなりましたので、ここで私は質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 14番後藤功君の一般質問は終わりました。

ここで教育委員長が退席されます。ご苦労さまでした。

〔菊池千代子教育委員会委員長退席〕

○議長（鈴木宏始君） 続いて、通告第5、1番鈴木勝久君の一般質問を許します。

なお、1番鈴木勝久君には議長より申し上げます。本来ですと昨日12月10日が一般質問の予定でありました。議事の都合とはいえ、順序を変えたことを大変申しわけなく、重ねておわび申し上げます。

1番鈴木勝久君。

◇ 1 番 鈴木勝久君

1. 村政運営について
2. 教育行政について

○ 1 番（鈴木勝久君） 1 番鈴木勝久です。通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず第 1 に、前年度に引き続き、決算認定が 2 年にわたり否決されております。まず、このことについて村長はどうお考えになるかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 1 番鈴木議員の一般質問にお答えします。

決算認定ができなかったということはどう思うかということですが、まことに残念至極であります。本当にこの認定をしていただくように努力はしたんですがというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君の再質問を許します。

○ 1 番（鈴木勝久君） 村長、もう一度言ってください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 認定ができなかった、否決されたということは、非常に残念であって、まことに残念なことであるので、認定されるように努力しなければならないと思っていると、こう申し上げたわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○ 1 番（鈴木勝久君） じゃ、私が申し上げます。決算の認定はどういうことかということです。村民の皆様にもわかるようにご説明いたします。

決算は、歳入歳出予算に基づく収入と支出の結果を集積した計算書、また予算を執行した結果、どのような成果を上げたかを示す成果報告書でもあります。それで、議会は歳入歳出決算を審査して、認定に関する議決を行います。それと、議会が決定した予算が適正に執行されたかどうかを審査するとともに、各種資料に基づいてその行政効果や経済効果を測定し、住民にかわって行政効果を評価するものであります。

このことが否決されております。村長は、このことについてどう思われますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どう思うかという話ですので、認定していただくのは通常のことではありますが、否決だということですので、まことに残念至極、そういうふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○ 1 番（鈴木勝久君） それでは、重ねて説明を申し上げます。

決算認定制度の意義ということでございます。決算認定の意義の第一義的には、歳入歳出予算執行の結果を総合的に確認し、検証して、予算効果と行政効果を客観的に判断する。これらの過程を踏まえ、反省事項なり改善事項をまとめる。村長としては、その後、予算編成と財政運営に生かし、議会としては、予算審議と財政運営の批判、指導に役立っている意義であるとあります。第二次意義については、全ての執行や事

務処理に当たって慎重になるという意味において、事前統制と事前監視の役割を果たすとともに、決算を認定することによって、村長の執行責任を住民に向かって開示をするという意義であります。第三次意義としては、住民に対して、決算審査を行う議会を通じて村の財政の実態を知らせ、理解と納得を得るという意味で、財政民主化を徹底できる意味。

以上、書いてあります。このことについて、村長はどう理解されますか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、書いてあるのはそのとおりです。やっぱり、決算の意義は、今年の歳入歳出を見て、いろいろな状況、来年はどうなるんだろうと、一つは歳入状況、歳出状況ですね。もちろん、時々刻々環境が変わったりしますので、取捨選択、あるいはスクラップ・アンド・ビルド、いろいろな問題が出てくると思いますので、それにどう生かしていくかということをおっしゃられたというふうに理解しております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 大事なことは、議会議員は村民の代表でもあります。その否決ということは、村民の否決に通じるものがありますよね。ですから、理解と納得を得るという意味で、民主化、他の議員もおっしゃるとおり、議会を、議員を無視するというのは、村民を無視しているということですよね。決算を2年も連続で否決されたというのは、残念では済まないと思うんですよ。そこには、予算編成から、その執行に当たり、村長は責任を持ってその執行をしていかなきゃならない義務があります。それを否決されているんですよ、2回も。ということは、村民は村長の執行は間違っているという判断を下していると思うんですよ。そのことに対して、執行責任者として何かございましたらご答弁ください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 村民の負託に応えていないんじゃないかというお話ですね。予算は編成して、いろいろな状況を見て歳入歳出を組んでいます、そして、予算は通りましたね。歳入歳出の決算、年度が終わって5月31日に出納閉鎖になる。そして、その後決算書を作成いたします。そのときに成果品をつくります。それが議員はだめだと言った。どこだかわかりませんがね。それを議員は認定できなかったと。

それが、この執行において村民の負託に応えたのかどうかというふうになりますと、言われたとおりです。やっぱり、決算は、よくやった、これは称賛に値する、そう言われなければなりませんね。そういう意味でいうと、やっぱり、どこに問題があったのか、なぜ否決されたのかということをよく考える必要があると思います。ですから、それを頭に置いて、予算編成、では次年度はどうなっていくんだろうというふうにつなっていくというのが通常でありますので、理解と協力を得ていく、その部分が一番大事だというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、理解と協力を得ていくとおっしゃいました。去年決算が否決

されました。議会に対して理解を得るためにどのような行動をとられましたか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どのような協力というのは、やっぱり、まず予算を調製して当初予算の審議にかかる。これが要するに可決されて、そして執行許可がおりる。それで執行してきたわけでありまして。その成果についてということになりますので、執行については、委員会、あるいは全員協議会、いろいろなことがある。もちろん、資料請求があったり、その中においてやってきているわけでありまして。その結果、否決というふうになれば、その部分をよく考えてやっていくというふうになって、毎年毎年いいほうに進めていくという義務が生じるわけでありまして。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 今、村長はやってきていると言いましたけれども、私は1回も村長が、私個人で構わないですけども、理解するようなことを言われたときも、そういう会議に出席したときもありません。

それとですね、その予算が通ったからって言いましたよね。3月の予算認定のとき、これは議会で半分の議員は相当揉めました。真剣に考えて、本当は通すべきじゃないだろうという議員がほとんどだったんですよ。それをぎりぎり増額修正、減額修正、これも日本でもそれほどやっていない。そこまで議員の中で揉んで、しょうがなく通そうという意識で、真剣に考えた結果、3月の予算認定は通したんですから。簡単に通ったと思ったんですか、村長。お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 表面上は簡単に通ると、それは表決でわかります。そのときに後ろのほうでいろいろ確執があったというふうに、それも知っております。中でありましたが。それは予算というのは総体で、一般会計で118億、当初ありましたね。それは各分野の総集成であります。要するに全部集めたもの。今言われたもので、部分的な修正があった。もちろんそれは知っております。議員がいろいろやって。（聞きとり不能）です。増額したり何かありましたね。もちろん、それは議会の修正権においてできたわけでありまして。それはそれ、いろいろやっぱり説明があって、それが多とすれば可決されるということになっております。ですから、その部分で、予算の成立は表決によってわかりますけれども、その裏にいろいろあるということも知っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） この決算認定について、もう一つ大事な部分があって、それは9月議会でも述べましたが、監査委員の問題もあるんです。監査委員が、今異常事態なんです。まだ1人。監査委員は合議によってというのが、前回はやりましたけれども、1人でやるというのは透明性が担保できないんですよ。いまだに異常な状態で、この西郷村議会は、予算書から予算の執行から決算まで、ずっと続いてきたわけです。この異常な状態であるということに対して、村長はどう思われますか。再度質問しま

す。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 前議会選出の監査委員が辞任されました。その後、なかなか後に就任される方がいなかった。その後、議会選出であるので議長にその者についての選出方について依頼をしました。そこで今とまっております。やっぱり、監査委員1名というのは、2名でやっていくというルールもありますので、それについては早く選出をして、そして通常どおりに戻すべきだという中であります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 1人は議会選出からというか、議会から選んでくださいと議会の中でも常に言っていますよね。何で議会に付託しないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 監査委員の人事は、地方自治法にもあるように議会選出というふうになりますので、議員でなければなりません。そういったことで、この選出については議長にお願いしますと、そういうふうになっています。7月か、ちょっと忘れましたがお願いして、ずっとそのままです。ぜひ、よろしくお願ひします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 7月5日に議長のほうに提出されましたね。議会から出していない。私も、ここ2年、議会のほうから監査が出て、それから辞退して、その経過を見ていると、村長は議会側とコミュニケーションをとっていらっしゃるのかということなんです。議会軽視と、議員の方々は大分中では揉めていますよ。村長とのコミュニケーションがとれない。村長は、本当に真剣に、この議会をまとめようとか、スムーズにさせようとか、そういうお考えはお持ちなんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 当然、地方自治法に書いてあるとおり議会と首長の立場がありますので、それは良好な関係をとって、そして村民の負託に応える、これが使命でありますので、そうしなければならない。

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） ここで休憩なんだけど、休憩前に、ではちょっとここまで来てください。

（議長席で議事進行の協議）

○議長（鈴木宏始君） ただいま16番室井清男君より議事進行の発言を求められましたが、ここで休憩をとって、その休憩の後対応させていただきますので、ご了解ください。（不規則発言あり）

それでは、休憩前に議事進行発言を認めますので、16番室井清男君。

○16番（室井清男君） 議事進行で、ただいま村長発言の中で大きな食い違いがございますので、これを訂正していただきたいと思ひます。村長は、ただいま議長に議会から出してくれということと言ったということ村長は言っていますが、その前の監査委員はどうしたかという部分です。これは2名とも村長推薦なんです。2名とも村

長推薦ということは、実例というものは現行法に値すべきものなんですよ。その現行法を撤回せずに、ただ議長に議会から出してくれと言われたから、それでいいんだというような、これは値しないんですよ。それをやるならば、村長は実例を撤回して、そして新たな選出方法として議会のほうから出してくださいというなら、これは話はわかります。その手続もとらずに勝手にただ村長から議長に、議会から出してくれなんて言ったことが合法であるなんていうけれども、これは議会は断じて認めることはできませんよ。

以上です。

- 議長（鈴木宏始君） 議事進行発言がございました。ただいまの議事進行発言について、これから休憩を挟んで、再開後に議長より答弁を申し上げたいと思います。

◎休憩の宣告

- 議長（鈴木宏始君） これより午後2時25分まで休憩いたします。

（午後2時06分）

◎再開の宣告

- 議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後2時26分）

- 議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたしますが、この間、休議前に16番室井清男君より議事進行の発言がございましたので、このことについて議長より答弁申し上げます。

監査委員の件でございますが、従来は村長と議長との信頼関係の中で話し合いを行ってきたものというふうに私は承知いたしておりますが、今後もそのようなことで、村長とじっくり話し合いを行ってまいりたいと存じますので、ご理解をいただきたいと思っております。

◎お詫びの発言

- 議長（鈴木宏始君） 次に、昨日来、一般質問に対する村長答弁について、議会運営委員会できまざま時間をかけながら協議をしてまいりました。本来ですと本日開会直後に村長に発言を求めるところでございましたが、ただいまからこのことについての村長の発言を求められておりますので、これを許します。

村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 昨日の一般質問において、議員の政治理念及び信条への反論を行ったことは、会議規則第54条及び第104条に抵触するとともに、これらによって議員の貴重な質問時間を奪ってしまったことは、私の不徳のいたすところであり、佐藤富男議員に深くお詫び申し上げます。また、皆様の質問に対して私の答弁が至らず、室井清男議員に対しましても重ねて深くお詫び申し上げます。

さらに、一般質問の日程を中断させ、議会を混乱させてしまったことに対して、議長及び議会議員の皆様、村民の皆様にご迷惑をかけてしまったことに対し、深くお詫びを申し上げます。また、議会運営委員会の決定事項に従わなかったことについてもお詫び申し上げます。

今後は、皆様の質問に対して真摯に、会議規則並びに議会運営確認事項に基づき、簡潔明瞭にご答弁を申し上げるよう留意いたします。

まことに申しわけございませんでした。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問を許します。

1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 休憩に引き続き、一般質問の決算認定についての質問を続行させていただきます。

平成24年度決算意見書がございます。これは、ただ一人の鈴木監査委員が意見書一般として、平成24年度も出されました。この中に書いてある意見書なんですけれども、これは、私が議員になって3度読みました。この3度読んだ中に、ほとんど同じ文言が入っております。村長は、この監査が出しておられる意見書を尊重して、予算編成なり、執行に当たられてきたのかお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 監査委員はその立場において、地方自治法、財務規則、あるいは財政法、いろいろなことを背景にして、その執行について監査をしております。その点について真摯に受けとめて、それをさらに、事業の目的、重要性、ピーバイシー、いろいろありますが、その点を考慮して、よりいいほうに持っていく、これが私の責務だと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 監査報告意見書についてですけれども、この次の2番にも入っていきますが、「指定管理制度のあり方の再検討について」という部分、この部分についてはずっと一緒です。今村長がお答えなさった意見書を踏まえてという部分が、本当に真摯に向き合ってこの意見書を尊重というか、意見書に沿った内容を入れながら進んでいっているのか疑問でなりません。

続きまして、2番に入らせていただきます。

百条委員会を1期間、4年の間に二度立ち上げられました。この百条委員会というのは、自治体に疑義や不正事件が発生した場合に議会に設ける特別委員会を総称して百条委員会と申しますけれども、この百条委員会、今東京都でも猪瀬知事が立ち上げられる寸前で、総務委員会にかけられております。非常にこれは重要な委員会でございますので、これを二度も立ち上げられたということについて、村長は政治的責任をどうとられるつもりなのかお答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 政治的責任をどうとるか。百条を立ち上げる。よく調査をしていただきたい。その中について、今回百条、除染でしたっけ、ありますね。除染についてもよく調べていただきたい。この前、環境省、県の職員の証人を喚問されているのを聞いていました。私も一番関心があります。さらには、指導機関である国・県、呼ぼうというふうになりますので、どのようなお答えをされるのか非常に関心が高かった。その中でということで、よく聞いていました。私どもは、事前に、この仕事を

やる前において、補助の規定にのっとってやっているか、もちろん、会計法、いろいろな法律の中において財政執行をやっております。その中において、疑義が持たれるということはどの部分なのか、どういうことなのかということに、やっぱり一番注目がいきます。

物事を、事業を執行する場合には、事前に財源上の構成をまず考えなければなりません。特定財源ですね。この中に今回の環境省の予算も入っております。もちろん、先ほどの後藤議員の話にもありましており、やっぱり国税でありますので、そういったところを重要視して、その補助規定、いろいろなことにのっとって事業を計画し、執行しているということでもありますので、私は、百条ということで調査をされるということは、いち早くその結論が出て、うまくいっているということをおわかっていただければありがたいというふうに思っているところであります。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私たち、1回目の百条委員会は指定管理者制度についてでございました。あれを立ち上げて、中では不正を調査してまいりました。まだまだいろいろ中身は解決していない部分があり、その中で一番問題というか、その特別委員会の委員の中でやったのは、西郷の損害を考えたんです。確かに疑義を晴らすというのも大切なことで、それも一生懸命やりました。でも、この西郷村を考えました。西郷の損得というか、利益を考えました。それで、不本意ながら、あの委員長報告はされておりますが、西郷の利益を考えて、まだ続くと思えますけれども、あそこで一回止めております。そういう苦渋の中で、あの委員会の中の委員は、いろいろな総合的判断をしてあれを出してきました。そのときも言われたのですが、こんなに騒いじゃっているのかとか、いろいろありました。その中であの判断を下していった次第であります。

村長におかれましても、私たちは中でいろいろ議論をして、不正も出して調べてまいりましたが、西郷村の利益、西郷村のために何がという部分も非常にその中で吟味して、真剣に考えました。村長は、百条委員会を立ち上げられて、これほど西郷村の中に、自治体の中に不正が発生すると。これは村長責任として、今の発言だととんちんかんな話なんです。我々は、西郷村の福祉の増進のために活躍しているわけです。議員もそうですし、村長もそうだと思います。その辺についての責任論です。村長はどうお考えなんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） とんちんかんは、どこがとんちんかんなのかよくわからないですね。福祉の向上のためにやっているのは当然の話であります。村民のことを考えてやってきたと、当然私もそうです。ですから、どこにというふうになりますと、やっぱり、百条を立ち上げるというのはよくないですね。まず一つは、外部的に。そこが一番お考えになったんだろうと思います。その結果、検察庁送致になりましたね。議会の総意と。その結果は不起訴だと新聞に出ました。よく調べていただいて、そして、その結果がどうなのかということをやっぱりわかっていただくというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 村長、責任のない答弁なんですよ、それは。調べていただいてじゃなくて、あのときも再三申し上げました。村側は独自で、積算根拠とか仕様とか、これが適正なのか、村側は全然やっていなかったんですよ、あのときも委員会に任せっ放し。自分たちに非があると認めないで、その結果論で、告訴を取り下げたんだから問題ないじゃないかと。中には問題は山積みしています。ただ、村長はそのことに対してどう責任を感じられるかという話なんですよ。中も精査しないで、終わったから、調べてもらっているから、そういう話じゃないと思うんですけども、もう一度お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 決算と同じく、予算があって、そして予算を可決して、私が執行しているわけです。その結果において、今のように議員が言うならば、私どもはやっているところを説明するということです。ぜひご理解いただきたい。違うというのであれば、その間違っているところを直していくとか、いろいろ、やっぱり順次、次の予算とかいろいろところで解決していくというシステムになっていますね、今の予算と決算、それから財政運営上。そういう中においてというふうになります。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） じゃ、今回のことでお話しします。今回のことは、前日15 番議員が見せましたね。仕様書というか、ゴルフ場の写真。あれは明らかに偽装しているんですよ。ということは、大変重要なことですが、そこには職員がかかわっております。ということは、大変なことなんですよ、あの一つやっても。その職員は、これからどうなるかわからないんですよ。村長、一生を棒に振るかもしれないですよ。村長は一番最後に判をつけておりますね、あの仕様書に。職員が1 人どうなるかわからない状態で、そういう無責任な発言はできないと思うんです。向こうは途中でちょっと手を抜いたとか、ちょっと（聞きとり不能）にかけたんですよ、1 回目の指定管理は。今回そんな発言をしていたら徹底的にやって、もしかしたらその職員が職を失う可能性もあるんですよ。村長、どうお考えですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 今何か重大なことを言われましたね。偽装と言いましたっけ。私もよく調べなきゃなりません、議員がそう言うのであれば。初めて聞きました。偽装した、昨日の写真。あの写真は私もあまり見たことがないです。昨日議員が出ただけで。ですから、よく調べて、今のやつで偽装と言われたら困るから、それは、やっぱり疑念を抱かれないように、正々堂々とやっているということを私は証明しなければなりませんね。よく調べておきたいと思います。

（「議事進行」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 15 番佐藤富男君。

○15 番（佐藤富男君） 15 番。私も関係ありますからお話ししますが、村長の今の答弁のようなものではなくて、鈴木議員は職員の身分を心配して、これだけのものが出

ているから、村長としてもきちんと対応をしてあげなければなりませんよということなんです。それを、鈴木議員が偽装と言ったから、あんたをとっちめてやるというふうな、そんなふうなイメージで村長が言うことは、やっぱりおかしいですよ。鈴木議員が言っているのは、身分にかかわる問題まで来ているんだから、村長としてもしっかりとこの問題に取り組まなけりゃならないと言っているわけですよ。もし、偽装かどうかということで問題があるのであれば、これ休議してやってください。私は堂々と受けて立ちますから。

ただし、鈴木議員が言っているのは、身分があるから、村長はしっかりと対応してくださいと言っているだけの話でしょう。それを脅かすようなことはやめてください。「偽装と言いましたね」と言ったじゃないですか、目の色変えて。（不規則発言あり）そうですよ。だから、そういうことがあって、身分にかかわる問題だから、村長はしっかりとこの問題について取り組んでくださいと、対応してくださいって鈴木議員は言っているんじゃないですか。それを、偽装と言ったことのみを捉えて鈴木議員をあだこうだと言うんじゃないで、鈴木議員の真意というものをしっかりとつかんであげてください。

- 議長（鈴木宏始君） ただいま15番佐藤富男君より議事進行の発言がございました。このことについて議長より申し上げたいと思いますが、とにかく本日までが一般質問の日程となっております、この一般質問が全て終了した後に、これを議運にはかるなり、皆さんのご意見を伺って、私の決断というか、それを申し上げたいと思います。（不規則発言あり）そのようなご趣旨の議事進行発言でしたので、村長にもお考えをいただきながらご答弁願いたいと存じます。

村長、佐藤正博君。

- 村長（佐藤正博君） 趣旨はよくわかりました。ただ、偽装という言葉は通常は使わないです、ここでは。だから、それも注意していただきたい。私も趣旨はよくわかりました。そういうことであれば（不規則発言あり）疑いですか。（不規則発言あり）わかりません。いや、だからそれは調べます。（不規則発言あり）身分にかかわるかどうかは別な問題。そういうことは、人事のことは大変なことですから、それはよくやりますが、ただ、偽装と言われたので私はびっくりした。偽装ということは、やはり何か裏があるんじゃないかというふうにとられますよね。だから、それは調査します。（不規則発言あり）

- 議長（鈴木宏始君） 1番、質問を続けてください。

1番鈴木勝久君。

- 1番（鈴木勝久君） そのぐらい、百条委員会というのは大変重大な問題を抱えた委員会なんです。ですから、村長が責任問題に関して取り違えたような発言をされて、これからやっていくのは私たちも非常に大変なんです。それをほぐらかすような答弁だったので。

ただ、本当に大切な、非常に重大な委員会が今行われております。もう一度お伺いします。村長は、この百条委員会を今見ていらっしやらないとか、聞いていらっしや

らないというのは、それも責任のなさなんですよ。今、自治体がどういう方向で、百条委員会がどういう方向で動いている、今何が問題になって、どこまで真実が出てきたとか、こういう話が出てきたというのは、村長であれば全て知らなきゃおかしいと思うんですよ。自治体の長でありますから。その辺の意識が、私からすれば希薄じゃなかったのかなと思って。私たちも真剣にやっております。村長も、この百条委員会の意義をもっと重要視されて、これから自治体運営をなさっていかれたらいいのかなと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） そのとおりですので、私もよく調べて。ただ、私の頭の中はやっぱり除染一番。説明会をやった中においては、いち早くやっていただきたい、この声がかしきりであります。よって、これまで一昨年から仮置き場の話をやってきて、皆さんの協力を得て今それができましたので、一生懸命やっています。その途中において今のような疑義が出てくる。非常に残念であります。説明をちゃんとしないのかということでもありますので、百条の中でもよく説明をして、ご理解を得ていくしかないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 除染が一番と今おっしゃいましたね。じゃ、なぜエクシブが先なんですか。村民の生命財産を守るとというのが第一義にあるんじゃないですか、村長。それを、なぜエクシブ、エルナー、ああいう一民間企業を優先されるんですか。村長、言っていることと実際にやられていることは大分乖離していますよ。その辺いかがですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 昨日誰か質問が出ましたね。今のやつは順番が違うんじゃないか、それから、ソーラーを優先しているんじゃないか。それをはっきりしろという話でした。同じ質問を百条委員会の中で県の職員に聞いていましたね。私はあのとき傍聴してました。

1つは順番、もちろん、子ども優先、家庭優先、そのとおりだと思います。ただ、あのときには、まだ仮置き場とか、そういったことは整備されつつありますが使えなかったですね。よって、そういったことの善意の貸してくれるところを仮置き場と。そういうところを探したり、そうしますと、そこが貸してくれるというふうになれば、公共施設とか何かのやつを持っていけるわけです。やっぱり、やるためには、手順はもちろん住宅が一番、そう思っていますが、その条件が整ったところからやっていく。どうせ最終的にはみんなやらなくちゃならないわけですから。そういうことでやってきたのでと言ったら、県の人、条件が整ったところからやるのもいいですよという話でしたね。

2番目、ソーラーをやるためと。ソーラーはソーラーです。ソーラーは個人の会社がありますので、ソーラーを優先してやっているわけじゃなくて、これから12月1日の新聞に大きく出ましたね。福島県の太陽光、ソーラー発電が進まない。なぜか

といたら、除染できない、遅れているからだめだという話があって、脱原発の中ではやっぱり再生エネルギーを進めていきたいと思います。そのためには、やれることは早くやってくれという要請もあります。ですから、頭の、子どもたちの、住宅をやるということはもちろん大基本でやっていきますが、その条件が整ったところをやってもいいということで、私はやっているわけです。（不規則発言あり）

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 今ソーラーの話をしました。私は、ソーラーは質問をしていません。仮置き場が条件が整わないと言いましたが、一般村民に向かって、一時保管場所の説明会とか、こちらからの要請、村側の要請というのは、ほとんどなさっていません。してなかったです。それを村長は、何か置くところがなくて、条件がそろわないって後で言いましたが、飯館のほうは、仮置き場というか、一時保管場所とか仮置き場を、これは言ったのは金田議員ですか、三十何回もお願いに行って、やっと仮置き場を受け入れてくれた。西郷は、その形跡は全くありませんでした。

ですから、住民住民と口ではおっしゃいましたが、行動的には、その動きは見えない。できなかったんですよ。その見えないやつをやったやっとなか、できないできないと安易に一企業と。これは今百条委員会でやっているからあまり、百条委員会の話はかまわないですけれども、やってないにもかかわらず、そういう一企業の利益を私からすれば供与したとしか見えないような事実が現在出てきております。ですから、村長、本当に村民のためとか、村民の生命財産のためとおっしゃるなら、それを結果でお示しただきたいと思っております。

時間の関係で、3 番に行かせていただきます。

1 番を踏まえまして、来年度予算編成をどのようになさるのか、簡単に説明いただきます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 新年度予算の作成につきましては、いろいろな歳入条件、歳出条件があります。もちろん決算のことも踏まえて。それは先ほど申しましたように、事業の目的、あるいは効果、重要性、ビーバイシー、いろいろなことを考えて、そして全体の予算の中においてどう位置づけしていくかを考えて予算編成をやっていきます。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） じゃ、次へ行きます。

4 番、原発に伴う損害賠償についてですけれども、村長、これは1 2 月 3 日、西白河 4 町村は損害賠償請求をしたということで新聞に載っておりました。西郷村は総額で、2 年 8 か月分だと思えますけれども、これちょっとお聞きしたいんですけれども、6, 7 4 1 万円を、これは東電に請求したんですか、お答えください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 東電の新島常務さんに来ていただいて、そして説明しながら請求をいたしました。

- 議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。
- 1 番（鈴木勝久君） この6,741万円ですけれども、この内容というのが、ちょっとお知らせください。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 公的な西郷村としての法人の請求であります。放射能災害にかかわる歳出のうち、特定財源等を除いて、そして、その部分で一般財源で代替している部分について請求しているわけであります。
- 議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。
- 1 番（鈴木勝久君） 我々が東京に行って、賠償問題について、時効の件についていろいろ意見を交わしてきたり、レクチャーをしてきたんですけれども、村長は個人の損害についての賠償を行政側で行おうと思うつもりはないのでしょうか。個人の損害についてです。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） それが昨日いろいろありましたね。損害賠償についての審議会の設置はいかにということがありました。昨日申したとおりです。あの審議会でやるべきことはあると思いますが、現在は国の類型化、仕組みですね。原賠審の類型化、指針、それからADR、この部分が進んでおりまして、その部分の最終的には浪江町の部分、浪江町が今統一で代表となってやっているのは慰謝料です。慰謝料については統一のものがありますので、その一番のものは会津・白河の分なのであります。その部分については、私は、この西郡が一緒にやる、線引きの見直し、あるいは原賠審の説明、これを進めていくというふうに思っているところです。
- 議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。
- 1 番（鈴木勝久君） 村長は常に国がという方向で。昨日15番議員が質問した中で私が疑問に思っていたのがあったんですよ。村長の答弁は、自治体は何をするのかという問いに対して、村長は常に国側によってと、国が何かしないと私たちは行動できないみたいな言い方で、常にそう言っているんですよ。原発事故が起きたときも、国の指針ととか、国の除染作業ととか、あとは国の中間指針にのっとりとか、非常にそれは重要な部分はあると思いますけれども、こういう未曾有の事態に関して、常に責任を国とか県に落としておいて、自分はその後責任をとらなくてもいいような、そういう状態に置いておくという、そんな雰囲気では昨日ずっと聞いていました。村長は、西郷の村民の健康とか命にかかわる部分を、何か国と県に任せちゃっているのかなと、そういう思いで昨日ずっと聞いていたんですけれども。
- それと、前回も質問しましたが、ここの中でも、厚生労働省または文科省とか、標準とか、（聞きとり不能）専門家の集団とか、国とかと、そういう言葉で、この西郷村自体で原発を勉強して、そして西郷村はこの放射能の中でどうしていかなきゃならないというのを、それは結論を出して動くべきじゃなかったかなと思っているんですけれども、村長、もう一回確認します。その先はいいですから、放射能ってどういうものだと認識されているか、一応確認したいんですけれども。

- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 放射能というのは、放射性物質を核分裂によって飛び出していく中性子、陽子、そういう性質を持った物質、いわゆる核種と言われてますね。セシウム、ヨウ素、ストロンチウム、60種類あるというふうに言われております。要するに、そういうことです。それでいいですか。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） じゃ、村長が思われたことで結構ですから、3月12日と14日に爆発しましたね。そのときに村長はどう思われましたか。ですから、爆発したというのをニュースで聞いてどう思われたか、それだけでいいです。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） 3月11日2時46分、その後50分後にあそこの第一原発に津波が来ましたね。それで、その次の日、23時間後でしたっけ、爆発がありましたね。あのときはよくわかりませんでした。それは、中央テレビに出たというのは後でわかって、ここでみんな対策本部をやっているときにそういう情報が入った。3月12日のあの爆発について、その後にSPEEDIと同じような図面が、どこかドイツのパソコンで見たのを職員が見ていて、これは何だという話になりました。
- その後、13日、14日、15日ぐらいになってきますと、東電の家族が避難したりしてきました。今考えてみますと、あの頃は、吉田所長さんが70人を残して200人は避難しろと言ったときと実は符合するわけであります。その頃のときに、やっぱり、今の放射能、何がどれほどの大きな威力を持った放射性物質なのか、核なのかということは、よくわかりませんでした。その後、順次、NHKのテレビ、新聞等においてチェルノブイリとの比較が出てきましたので、指定レベル7ですね。その段階になって、3月12日の爆発よりは少し経ってからです。よくといいますか、概要全貌ではありません、部分的にわかってきたのです。その後、いろいろ特集記事とか本を読んだりで今に至っています。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 村長はそのときに恐怖感って感じなかったですか。
- 議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。
- 村長（佐藤正博君） やっぱり、最初にわかったのはテレビで、ヨウ素の錠剤を飲むか飲まないかということが新聞に出たわけです。町村によって違うかという話があったりして、それから「チャイナシンドローム」の映画があったりということで思い出しました。同じことでありました。やっぱり、だんだん恐怖が出てきましたですね。最初はよくわからなかった。
- 議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。
- 1番（鈴木勝久君） 私ね、震災に遭っていたから全然情報が入ってこなかったんですけども、その後防災無線の担当のところに行きまして、防災無線で村民に何を訴えていたか資料をとったんです。そのとき、西郷側から、行政側からは、明日だと思ったから今資料を持っていませんけれども、1回です。3月31日の間に1日十何回や

っていましたよ。臨時何とかという速報ですから、防災無線で3回以上に十何回ずつやっていたけれども、24日だと思えますけれども、2時何分、1回だけです。簡単に、放射能について注意、放射線をとか放射能を注意してください、詳しいことではないです。その前後ずっとなし。風呂を無料にしますだけ。

ということは、村側も村長も、放射能に対する危機感というのは本当に希薄だったんじゃないかなと思います。家はいっぱいぼっ壊れて、うちにも大変だということで村長に来ていただきましたが、放射能に関しては一切広報なり伝達をされてないんですよ、村の人たちには。その例があると、村長は放射能に関して最初から全然危機感を持っていなかったのかなと思ったんですけれども、どの辺から放射能ってやばいというか、危ないんだと感じ始まったんですか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） どの辺からということですが、3月11日の地震で、あの日はもうすぐに、例えば死者、負傷者がいないかということで、全職員四方八方へ飛びましたね。そこで、羽太と大平が厳しいということと同時に、水が出ないということがあって、そして給水活動、議員の皆様方いっぱい手伝いに来てもらいました。西酪からタンクを借りたり、あるいは水道の増設をしたりして、白河からも汲みに来ました。同時に、あの晩あたりは、3か所の公民館、虫笠、真名子、もう1か所が潰れましたので、それをどう避難させるかということが昼間の話です。

そのときにどう防災無線を流すかで、1日3回の会議と、それから全部の情報を集めて、何を流すべきなのかということをしました。それが第1週はずっと続きましたですね、水の関係。その後、やっぱり、今の放射能のことが、レベルがだんだん上がってきたり、最初は枝野官房長官が、差し当たって、当面影響する値ではないという放送が流れました。そういうこともあったりして、どの程度かなということ、だんだん見ているうちに、今度は例の東芝がやっているシュラウドからメルtdownの話がある4号機については（聞きとり不能）上がっている。これは剥き出しだという話があって、どこが一番危ないかということがわかってきました。

同時に、では健康被害というものはどうなのかということがあったわけですが、SPEEDIの例の映像が、実は遅かったわけでありまして。一番わかりましたのは、その途中において福島県のほうからいろいろ、スクリーニングをすべきだということで、第1週の後半から、最初石川県羽咋市立病院の病院長以下五、六人来てスクリーニングをやってくれました。そして、どの程度だろうと、私も来てもらってすぐに測ってもらいましたが、例の問題にする線量はありませんという話がありました。第1週はずっと雨が降ったり寒かったことがありましたので、このプルームは、水、あるいは雪に付着して地面に落ちているだろうということがありましたので、それをどう注意するかということがあったわけですが、やっぱり、雨に濡れた消防団はいっぱいいましたので、そういった部分が後でどうなのかということに気になるようになったのは、やっぱり、1か月といたしますか、3月の後半からいろいろな情報が出てきたと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 当時本部長をなさっていましたよね。政治家でもあられます。ニュースソースというか、情報を仕入れるのをテレビだけではなかったんでしょうけれども、今の話を聞いていると、テレビの中からはかそういう情報が入ってこなかったというふうにしか受け取れません。特に、一般メディアを使うとき、村民がパニックになるようなことは言いませんよね。枝野さんの発表を、村長がそれを鵜呑みにしたとしたら、それは親方としては失格なんじゃないですか。あんなメディアで流すやつに本当のことを言うはずがないじゃないですか。それを、テレビで言ったからまだ大丈夫だと思ったとか、S P E E D I のどうのというのが公表されたからという、今の話を聞いてちょっとがっかりしましたが、1 か月後に心配したんでは遅いんですよね、放射能に関しては。次の日に西郷村も一番高かったんですよ。それは私たちもわからなかった、村長もそこまでは情報は入ってこなかったのは、そこまでは責めませんけれども、情報のとり方がちょっとおかしかったんじゃないかなと私は思っております。

それで、戻りますけれども、今後村長は西郷の村民の個人賠償についてどのように行動なさるか、それを聞いて4 番の質問を終わらせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 先ほど申しましたとおり、今回のやつは個人的には、最終的にこの指針に合わないものについては裁判になります。裁判は個別になります。個別は入れるだろう。そうしますと、やっぱり、今の指針が中間で、1 0 0 %ではありません。その中において、この白河・会津の分断もありました。さらに、今避難されている方は、昨日新聞に出ましたね、慰謝料の問題とか。ただ、財物とかいろいろなこともやったり、あるいは風評、あるいは各産業別、農協、あるいは商工会、いろいろなものにおける出荷制限その他については、今動いております。それを多とする場合は、そのとおりにいきます。それで納得できない場合は裁判になるわけです。それは個別の代理人を立てるというふうになると思います。

一番の共通事項は、今注意していますのは、やっぱり、浪江は全町避難者が2 万人いて、その中で代表者層といいますか、ADRに慰謝料の分だけ、そのほかはやらないですね。それもやっていますね。どう進んでいくのかと、私もそれを一番見ております。これは、やっぱり浪江はそうですが、白河・会津の協議会があって、今はそれが機能しておりませんが、西郡の町村長は、やっぱり、今の部分をもう少し詰めていこう、わかるようにしていこうというふうに思っております、その他についてもそれと敷衍していろいろ見ていくというふうにしております。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 村長、村民が抜けているんですよ。村民の声。7 番議員が所信を伺ったとき「住民の健康管理を第一に、村民の声を聞き」とありますけれども、村長は村民の声を聞いていらっしやらないんですよ。だから、村民が何で困っているか、どういうことをしてほしいか、それが全然入ってこないと思うんです。ですから、そこを、せっかく1 2 年間やってきたとおっしゃっているんですから、嘘じゃないと思

ったら、やってきてあるんだったら、この賠償請求に対しても村民の声を聞いてください。

以上をもちまして4番の質問を終わりにさせていただきます。

続きまして、教育行政に移らせていただきます。

前に14番議員も中学生海外派遣事業についてお伺いしましたが、私もこの件についてお伺いしたいと思います。

まず、中学生海外派遣事業、この目的は何だったんでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員のご質問にお答えいたします。

午前中、14番後藤議員さんから委員長にも質問がいろいろ出ていました。中学生を海外に派遣するという事業は、西郷村では平成7年から続いてきています。そのときにも目的に挙げていたというふうに思いますが、子どもを実際に海外に派遣をして、そして、子どもの五感を使った、そのことを通して外国の様子を知り、そして外国の人と交流し、そして、戻ってからそのことを自分の生きていく中で生かしていく、そういうことを目的にこの事業が成立しているというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 私の認識が間違っていたら正していただきたいんですけども、その海外派遣の中には英語圏という言葉は入っていなかったでしょうか、お伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

子どもたちが、先ほど申し上げましたグローバルの中で外国に行って交流をしたり、物を見たりするときには、外国ですから、外国の言葉をとということがどうしてもかかわると思います。そういう中にありまして、今子どもたちが何とか言葉として使えるものといえば、母国語である日本語と、それから、教科として学習しています、あるいは、まだ日が浅いですが、小学校で新たに取り入れられた、耳に触れる機会の多い、そういう言葉ということになれば英語ですので、英語を使う、そういうことが外国に行く際に可能になる、自分の学習した英語を使ってみる機会にもなれる、そういう要素は十分に持っているというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 海外派遣委員会というのがございますね。私も、以前PTAのときにその委員会に呼ばれて意見をしたときがあるんですけども、なぜ中国だったのかという、そのときに私も言ったと思われまます。それを踏まえまして、もう一度ご答弁申し上げましたが、なぜタイランドだったのかということをお伺いしたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員のご質問にお答えをいたします。

まず、会議のことですが、西郷村には人材育成基金運営委員会がございまして、こ

の基金運営委員会によりまして、まず、子どもたちが海外に出ることに関してでありますと、その基金を使ってそういうことをしてよろしいのかということ審議していただく委員会というふうに思っています。もう一つは、そのことがいいでしょうというふうになったときには、実際に子どもを海外に派遣するために中学生海外派遣実施委員会というのがございまして、その2つの大きな会議を通し、最終的には教育委員会で善後を決定してということになっていると思います。

なぜタイにということでございます。これは、前回の議会でも、それから今回も触れられているというふうに思っていますが、今までは中国にということ、原則的にそういうことでいました。行けない機会もありました。韓国にということを実施したこともありました。行けないときには、残念ながら、天栄村にあるブリティッシュヒルズで、実際に足をつけるということからするとちょっと残念だったかなど。でも、異国の文化や生活や、そういうことについて、英語も含めて体験学習ができたという点では、行かなかったことに比べたら、本当に数段すばらしい体験をさせてもらったというふうに思っています。

ところで、タイということになりますが、今、声をいろいろお聞きしますと、中国は難しいということをいろいろ聞いています。そういう中にありまして、先ほど申し上げましたように、実際に海外に足をつけて、五感でということになると、どの国にというふうになります。委員長も申されましたが、そのときにいろいろ話し合いをしまして、やはりアジアの国、その中でどこだろうということになりまして、よりどころがないのではなかなか行けないので、西郷村がかつてタイの高校生と交流をさせていただき、交流を深めてきたタイの国、ここだったら受け入れ先として受け入れていただけるのか、そういうことを吟味しながら、いろいろ協議をしまして、タイということになったわけでございます。中身につきましては、先ほど委員長がこういう要素がありますよと、いろいろ申しただいたとおりであります。

○議長（鈴木宏始君） 1番、ここで休憩したいのでちょっと待ってください。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後3時45分まで休憩いたします。

（午後3時25分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後3時45分）

◎会議時間の延長

○議長（鈴木宏始君） ここで時間の延長についておはかりをいたします。

本日の会議時間は午後5時までとなっておりますが、2時間延長して午後7時までとしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（鈴木宏始君） 異議なしと認めます。

それでは、本日の会議時間は午後7時までといたします。

休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。1番鈴木勝久君の一般質問を許します。

1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 休憩に引き続き一般質問を続行させていただきます。

中学生海外派遣についての質問でございますが、昨今、マスコミ・新聞等で騒がれておりますタイランドにおきまして、反政府デモがバンコク中心部で行われております。昨日もテレビ等でデモの映像が流れておりました。タイランドでは、2006年、2008年、2010年と三度にわたって大規模な反政府デモが起きております。また、2011年には大洪水が起きまして、自動車・電気大手、部品メーカー等々が浸水して、大変な損害、影響も出ております。

そこで、このような内乱というか、デモが起きて国内情勢が不安定なタイランドに中学生を派遣して、保護者の親御さんたちが大変心配しておると思うんですけども、先ほど教育委員長のご答弁では、3月をめどに行く行かないを決めるとありますけれども、本来、タイは非常に日本に対して親日感情を抱いて、素晴らしい国ではあると思うのですが、一方で、このような事象がありますと一般の保護者の方も大変心配されると思うので、そのところをどのようにお考えであるか、教育長にお伺いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

鈴木議員さんが申されていますように、今本当に残念なことに、テレビ・マスコミ報道されているようなことが起きています。私も、メール等でやりとりをできる方としたりしています。そういう中で、場所によってのことなどが伝わってきてまして、私どもが行こうとしている場所についてはそうでないとか、いろいろあります。それにしても、タイという国に今行こうとして、それも初めて行こうとしているときにこういうことが起きているということは、非常に残念で、そして、子どもたちもちろんですが、保護者の皆さんは本当に心配されているだろうと思っています。

今私どもができることは、情報をしっかりとりながら、そして間違いのない情報をとって、本当に行けるのかどうかを確認してということになると思います。その情報の求める先は、やはり国のしっかりした機関ということになるので、外務省ということになると思います。外務省にこの議会が終了いたしました折に伺って、そして、私どもがやろうとしていることを、現地の大使館はよく知っているんですが、外務省によく説明をして、そして、こういうものについては、渡航危険情報とか、それから渡航禁止とか、いろいろ段階によって色分けされて情報が出てきます。そういうことを逐一私たちのほうにいただけないかなど、よくお願いをしながらこのことを進めてまいりたいと思っています。

そして、説明会を開いていますけれども、その説明会もこれから先もよく開いて、そして最終決定をさせていただきたいというふうに思っています。そして、やっぱり、決断をするときは安全を第一にと考えていますので、行かないという決断も、もちろ

んあるというふうに思いながら、子どもをぜひ行かせてやりたいということでスタートした事業なものですから、そのことをしっかりと判断をさせていただきまして、そして決断することをしていきたいというふうに思っておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 1 番鈴木勝久君。

○1 番（鈴木勝久君） 慎重にも慎重を期して、村民の大事な命でございます。本当に慎重を期して事業を遂行させていただくことを望みます。

続きまして、2 番に入らせていただきます。

家庭教育と学校教育（しつけと道徳教育）についてのお伺いをこれからいたします。

前回の一般質問では、教育の根源的、なぜこのような質問をしましたかという、今社会情勢が大変不安定でございます。つい先頃も、親が子どもを2人虐待して亡くしたとか、通りがかりの女性を金銭目的で殺したとか、ストーカーまがいのあれで家に立てこもっておつき合っていた女性を殺傷したとか、今、世の中は非常に、一昔前までは、日本は世界一安全な国だと申されておりましたが、今はアメリカ並みに非常な状態でおると思います。

それで、教育の根源的な部分について前回質問しました。それと、真の教育者についても質問をしました。その中に、私が危惧していますというか、ずっと考えておりましたしつけ教育です。ここの部分について、前は時間がなかったものですから踏み込めなかった部分がありまして、その危惧していたのは、前回は申しましたように、ゼロ歳からまず3か月、ここが非常に大事な部分でありまして、親の愛情、安心感がないと、子どもはその後感謝する気持ちがなくなると。これは統計上言われている資料でございますが、そういった小さいときのしつけがその後の人間の人生には多大な影響を与えると、こういうことございまして、家庭教育というか、小さいときの教育が非常に重要であるということが、ここ二、三十年理解されているところでございます。

それで、家庭教育なんですけれども、これは前回は申しましたが、ゼロ歳からの家庭教育によって愛情と信頼に規範を置いたしつけを行い、人間自己規制の基本と自主的生活習慣を育てていくことが必要である。そのために感受性を豊かにすることに重点を置き、親の自覚を促進し、家庭の教育的役割を活性化していかなければならない。これは前回申しました。

それで、具体的に入らせていただきます。先日下村文部科学大臣がテレビでおっしゃったことなんですけれども、道徳問題について新たに国の指針ができたという、新たな心の教育について、道徳教育ですね、それについて内容をおっしゃっていましたが、その内容について教育委員会、教育長のほうでわかりましたら、今後文科省ではどのような道徳教育が行われていくのか、その流れという、内容をご説明できればお願いいたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 鈴木議員にお答えいたします。

いわゆる、今学校で行われている道徳は、算数や国語、そういう教科とは違って、教科外、別な言葉でいうと、領域ごとに分けると教科とは別領域というところで行われています。ただし、正規の行うべきことでございます。週に1回行われております。

この道徳を、発端は、この議会でもいろいろお話ししていただきたいじめ問題など、そういうことにかかわって、規範意識をしっかりと子どもに持ってもらうたりしていく必要があると、そういうことを根底に置きながら、道徳の充実ということからスタートしています。そして、いわゆる道徳を、国語や算数や理科や社会科、そういうものと同じように教科にできないかという流れでございます。それは、いわゆる、今政府をつくっている党の考え、それから政府の考え、そして文科省の考え、そういうところが3つ同じ方向を向きながら、今いろいろ審議をされているところです。その中に、特に中央教育審議会などの中でも賛否両論あるというふうに聞いています。しかし、流れとしては教科化というところに向かっているのかなというふうに思っております。それが、今お尋ねいただきました流れでございます。

実際にこれをしていくには、教科となりますと、教科書のこととか、それから、誰が指導するのかとか、そういうこともこれから課題になってくると思います。そういうことを含めて、下村大臣がご発言をされているということだというふうに認識しております。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君。

○1番（鈴木勝久君） 時間が押し迫っていますので、途中をはしょって、今いじめ問題等々の事件に関して、一番その中の根底にあるのが思いやりという気持ちがあるかないかということが大事だと思っております。はしょってしゃべりますけれども、ヨーロッパにおきましては、宗教によりまして犠牲の精神というのがあるんですね。思いやりに匹敵するような精神です。ここに貧しい人がいるから私が裕福でいられる、そのために私はこの人のためにという、その犠牲の精神があります。それはさておいて、その思いやりについて、今、教育委員会のほうでは子どもたちにどのような指導をなさっているか、時間がないので、そこを簡潔にお答えください。答えを待って私の質問と替えさせていただきます。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

簡潔にということでございますので、申し上げます。こういうことでわかっていただけかなと思うんですが、西郷村で思いやりは非常に大切にしています。前にも何回か触れていますが、学校では、義務教育ですので、心力、それから、いわゆる学力を含めた知力、そして健康、体力という3つのバランスをとって義務教育で行い、人間の基礎としての教育をしています。

実際の学校の姿ですが、そのことを通して、各学校には教育目標というのがございます。この教育目標、私も調べていますが、今の思いやりに関していえば、教育目標というのは大体3つぐらいで、子どもたちも覚えられるようにつくられているものです。その3つの中に一番学校の基本になるものですから、それを見ると学校の思いが

よくわかります。その中で、西郷村立幼稚園は、思いやりというのを3つの中の1つに挙げています。小学校は西郷村に5校ございますが、5校とも思いやりという言葉が教育目標の中に入れてあります。中学校は直接的に思いやりという言葉を使っているのは2校でございます。別な1校は「豊かな人間性」と言っていて、その中には、もちろん思いやりも含まれているものと思われまます。このように、西郷村の各幼稚園、学校、全てで思いやりということを大事にした教育が現場で実践されている、そういう状況にあるというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 1番鈴木勝久君の一般質問は終わりました。

続いて、通告第6、4番藤田節夫君の一般質問を許します。

4番藤田節夫君には、本来は昨日12月10日に一般質問を行う予定になっておりましたが、議事の都合とはいえ順序を違えましたことを重ねてお詫び申し上げます。

4番藤田節夫君。

◇ 4 番 藤田節夫君

1. 学校給食費の無償化について
2. 国民健康保険税の算定区分について
3. 放射能除染計画について

○ 4 番（藤田節夫君） 4 番。通告順に従いまして一般質問を行います。

まず初めに、学校給食費の無償化についてお伺いします。

現在、原油高による物価の高騰や社会保障費の増大、消費税の増税などで、国民の負担は増える一方です。また、臨時職員や非正規雇用の拡大、リストラなど、家庭の収入が減少する中、学校給食費の負担が問題になってきております。学校給食は食育教育の一環として行われていると理解しております。義務教育は無償という立場から、また、保護者からの無償にしてほしいという声が聞かれます。また、給食費の滞納が問題になり、子どもたちへの影響も懸念されております。全国でも、この給食費の無償化や軽減措置などを行っている自治体が増えてきております。西郷村においても、少子化対策、子育て支援の一環として無償化にすべきではないかと思っておりますけれども、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） 4 番藤田議員のご質問にお答えをいたします。

給食費もろもろのことがあって、無償化を進めるべきではないかというご趣旨のご発問というふうに思います。学校給食費につきましてですが、これは学校給食法で、それが基幹のほうでございまして、そのことをご説明を申し上げたいと思います。

学校給食法の第 4 章、第 11 条に当たる部分に「学校給食の実施に必要な施設及び設備に要する経費並びに学校給食の運営に要する経費のうち政令で定めるものは義務教育諸学校の設置者の負担とする」、その 2 項に「前項に規定する経費以外の学校給食に要する経費は学校給食を受ける児童又は生徒の保護者の負担とする」ということとございます。要するに、学校給食にかかわる運営費、人件費、施設設備費、光熱水費とか、これは設置者が負担すべきものというふうになって、設置者であります西郷村が負担するというふうに行われています。給食用、いわゆる食材費に当たる部分は受益者が負担する、つまり保護者が負担するというふうになっておりまして、そのようなことに基づいて行っているものですから、原則的には、そのようなことを進めていくということになりました。

保護者負担のことでお話しになっているというふうに思いますので、付け加えて申し上げますが、西郷村では、そういうことも考えながら、できるだけ保護者の経費負担を少なくするために、平成 12 年度より現在まで給食費の値上げをしないで、途中何年にもかかわっていますから、食材費のこともいろいろあったわけですが、子どもたちの健康を考えて、特色ある給食を行いながらも、給食費の値上げをしないでここまで来ているわけでございます。

受益者が食材費の部分は何とか負担していただくということで成り立っている学校給食制度でございますので、そこをご理解いただきたいというのがお答えでございます。

す。ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の再質問を許します。

○4番（藤田節夫君） ただいまの教育長の答弁では、設備や運営経費は人件費も含めて行政が負担、その他の給食費にかかわることは保護者が負担してもらうということの説明ですけれども、このことについて、私も学校給食法第11条を見ましたけれども、この中には、一応そのようなことは書いてありますけれども、じゃ、地方公共団体等が給食費の一部を補助するような場合を禁止する意図は書かれてないんですよ。別に行政側がこれを補助したり、無償化にするということは一言も書かれてないんですよ。その点について教育長の考え方をお伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

議員がおっしゃるように「するものとする」と書かれていまして、そこに違反したときはどうか、そういうことの規定は、おっしゃるとおりございません。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。これは学校給食の適正かつ有効な運営を図るために出されたものであって、教育長も当然知っていると思うんですけれども、全国的には、こういった子どもたちを守るというか、今は滞納者も大分増えています。そういった意味では、全国的に軽減したり、無償化にして、子育て支援もあると思いますけれども、そういったことで行われている自治体も数多くなってきました。

西郷村でもマクロビ給食ということはこの間やってきておりますけれども、これは、学校給食は教育の一部だと、義務教育は無償である。なおかつ、体育等々、食事と、もう全て義務教育の一部としてやっているのではないかと私は思うんですけれども、なおかつ、このマクロビ給食、私は、教育長の考えとして、この給食を教育の立場として西郷村内ではやっているんじゃないかと思うんですけれども、その辺のところはいかがでしょうか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

全国的に無料にしているところを、私も調べてもらいました。確かに、そういうところはございます。全額であるとか、一部であるとか、それから、条件をつけての軽減であるとか、そういうところはあります。だから、そのことを、先ほど申し上げましたように、それをすると罰則とか、そういうことではないというふうに思っています。先ほども申し上げましたが、いわゆる食材費は保護者負担とすると書いてあって、それを補助したから、それを罰則とするとか、まずいとか、確かにそういうことでは書かれてはいないんです。

しかしながら、先ほど申し上げましたように、分けて、いわゆるこういう経費は設置者が負担する、食材費は保護者が負担する、これについては、食するものについては保護者が、家庭においても食についてのことは保護者の負担というのか、保護者の育児のもとです、それが原則というふうに考えられる中からそうなっているの

ではないかというふうに私は思っています。その中で、そうは言いながらも、軽減されることは皆さん望まれるわけですが、そののところを、じゃ、どういうふうに推し量って、どのようにしていくのかということに、結局はなると思います。

西郷村の状況を申し上げますと、お話しありましたように、健康によい特色ある給食をということで、にしごうマクロビ給食という給食を実施しています。これは何かと申しますと、米を中心にした健康によいと言われている日本食を大事にするということが1点です。それから、顔の見える安心できる食材をということで、地産地消の考えを後ろに置きながら、そういうことを考えています。もう一つは、野菜とか健康によいという副食を中心に充実していくということを加える。さらには、カミカミ食材といいまして、今、そしゃくする力というか、機会が少ないということで、そしゃくする力をつけるために、そういうことを意図的に考えた食材を使うなど、そういうことをベースにした給食、これが西郷の特色あるにしごうマクロビ給食というふうに呼んでいる内容でございますが、それを実施しています。

そういうことを含めて、先ほど申し上げましたように、軽減のために、そういう給食を行っても値上げをしない方策をとってきた。実は西郷村も、無償化とか、そういうことはできていませんが、補助をしていただきまして、今年度年間600万円、給食費に村費を入れていただいております。そういう制度をやっていますので、一人一人の食費で申し上げますと、1食当たりおよそ16円40銭ほどになるんですが、こういう補助をしながら進めてきている現状にありますので、西郷村が何もしないということではなくて、子どもにとって質のよい給食を、しかも価格的にはできるだけ値上げをしないで、できるだけ低く抑えてということでのことを実施していますということをお伝えしたいと思っております。ご理解いただきたいと思っております。（不規則発言あり）

マクロビですか、教育というか、お話しありましたように食育として、給食そのものが教育でございます。学校給食そのものが学校の日課の中で進められているものがありますから、教育です。ですので、先生の指導も受けながら給食を食しているという状況をつくっております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。だから、教育であるならば、先ほども申し上げましたけれども、義務教育は無償なんですよ。教科書を使って勉強するほかに、体育とかも実際はあるわけです、義務教育の中に。そういったならば、今教育長もおっしゃいましたけれども、給食も教育であるというならば、やはり無償化に向けて考えるべきじゃないんですか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

学校給食は、確におっしゃるとおり教育ですから、学校の教育課程にのっとなって、日課表にのっとなって行われている教育でございます。

教科書無償化のお話も出ましたが、学校で教育を進める際に、例えばですが、家庭

科の授業で実習をするとします。その折に、調理器具、調理設備、光熱水費等、全て学校を設置している校費、いわゆる村費等で賄っているということになります。しかし、調理実習をするための食材というんですか、それは、別なものでいえば教材です。その教材費についてまで無償だということの規定はされていないというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） では、この学校給食費は、現在、幼稚園、小学校、中学校とそれぞれ違うと思うんですけれども、1食当たり幾らで、月と年と幾らぐらいなんですか、個人負担は。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

学校給食費の単価でございますが、1食当たり、幼稚園は242円、それから、小学生は250円、そして中学生は295円でございます。これをおよそ百九十数日、200日近くの日数を、学校によって多少違いますが、実施しているところでございます。年間に直しますと、およそで申し上げます。掛け算すると出てきますので、後で申し上げます。1人のことをお聞きいただいておりますね。年間ですと5万円ほどかと思えます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。年間約5万円ですよね。中学生に行くと5万円ではきかなくなりましてね、これ。この給食費の経費、子どもさんが3人いると大変な出費になりますよね。3人いた場合は年間15万円。小学生、中学生とはちょっと値段は違うと思うんですけれども、約ではそういう計算になりますよね。そうすると家計に占める出費が大変厳しいという声が最近聞かれてきましたもので、私も調べてみたら、このほかに、スポーツをやらせればスポーツ費、またほかに教材費が年間相当かかっていくと。義務教育といいながら、その家庭にかかる負担が相当来ているということで、私はこんな意見を出しているんですけれども。

全国の一例をちょっと申してみますと、山梨県早川町というところでは、今年の4月から無償化したそうです。この町では、無償化は我が国の教育行政の礎となるものであると確信し、未来を担う子どもたちは町民全体で育てていくという理念のもと、義務教育費は保護者からの負担を求めず、全額公費負担をしていますという自治体があるんですけれども、現在は、この町は、給食費、教材費、修学旅行費などを含めた完全無償化を実施している自治体もあるんですよ。

じゃ、そういった観点から見れば、我が西郷村も、先ほど言ったように1人年間約5万円、これは子育てしていくためには大変なことなんですよ。子どもを3人欲しくとも、そういった経費が出るとなれば、やっぱりそこで躊躇しちゃうというようなことがあるんで、やっぱり、村の子どもたちは村でみんなで育てていくんだというなれば、やっぱり給食費は無料にする。いきなり無料化は難しいとは思いますが、じゃ、第2子は2分の1とか、第2子から無料にするとか、第3子は無料にするとか、

そういった検討をする余地はあるのではないのでしょうか、お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） お答えいたします。

早川町の例をお話しいただきました。午前中は福島県矢祭町の例をとりながらも、全員がそういうところに行くべきだというお話もいただきました。全てがそうで、より多くの方が、村の中の子どもより多くの方々がそういうことになっていけば、それは、おっしゃっている意味からして、そういうことになっていくというふうに思います。ただ、そういうことを全部やっていくことが可能なかどうかを含めて、そこが非常に、私ども教育委員会として、そのことをという、そこは難しさを持っています。

医療費につきましても、18歳まではというお話があって、これを実現してきたことでありますよね。そういうことを通しながらいくと、どこに重点を置いてとか、そういうことにもかかわってくるので、一つ一つ、このことをどうだと言われますと、それは、そういうことでのことは言えんのではないかなという、そういう思いになっていくと思いますが、それを全部やっていくとなると、果たして、今度は別な面で、そういうことでどういうふうになっていくのかなどを含めて、なかなかそのことで、それをこうしますということについては、難しさも持っているのではないかなというふうに思っております。ご理解をいただくのは難しい面もあるかと思いますが、現実的にはそういうことなのかなというふうに思っておりますので、よろしくご理解いただきたいというふうに思っています。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 子ども医療費の無料化、これも最初はどこかの自治体からやってきたんですね。学校給食の無料化だって、実際はもう始まっているわけですよ。現在全国的に見たって少子・高齢化が始まっていると。今そこに手を入れなかったら、全てのものが崩壊しちゃうんですよ、これ。年金にしたって、国保にしたって、何にしたって。そういった意味で、県内でやっているところは少ないですよ。補助を出しているところはありますけれども、2子、3子とか、半額補助とか、そういったところはありますけれども、だから、今すぐは難しくても、検討していただいて。

私は、村のお金は使い方というか、使い道だと思うんです。どちらにこのお金を使うか。そういう考えがなければ、村はよくなりません。子どもは、いつも思いやりとか、そういった意味では教育はできるかもわかりませんが、村全体の発展にはならないと私は思うんですよ。その辺は検討委員会なり、どのぐらい先になるかわかりませんが、子育て支援という立場から、ぜひ検討していただきたいと。

それと、マクロビ給食についてちょっとお伺いしたいんですけれども、これはいろいろな考えはあると思うんです。ただ、この給食自体が、教育長にはどのように下のほうから話があるかわかりませんが、もう食べられないと、あげちゃうと、学校に行きたくない。楽しいはずの給食がそういった意見も聞かれておるんですけれども、そういったことは教育長の耳に入っていますか。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） まず、第2子とか第3子とか、そういう方々になれば、給食費が、仮に5万円、中学生でいうとそれより上回った金額、その2倍、3倍となる。その負担が大変でしょうというお話です。確かに、まとまったお金になって負担があると思います。これは、学校給食が始まったときからの一つの、繰り返しになっちゃいますが、食材費は家庭で食べても、そういうことでスタートしたものですから、これは、子どもの数とかそういうことから、もちろん私は認識しますが、そういうことを認識した上で、運営委員会ってございますので、その中で給食費についてこういう意見が議会からもありましたということをお伝えしながら、意見をいただいたりして今後のことにつながっていく、そういう機会の一つにさせていただきたいというふうに思っています。

次に、にしごうマクロビ給食についてです。にしごうマクロビ給食の特色は、健康にということを考えています。家庭で食べている食事は、これも誤解があると受け取り方が違うくなってしまっているのですが、子どもは、できたら健康によい食事を、3食のうち1食はそういうことを考えて、しかも学校で行う給食なものですから、全員がそういうことを通して健康に近づいてほしいというふうに思っていることです。

家庭1軒1軒を、その中でよく見ると、それぞれの子どもさんがいます。家庭の食事という特色も持っています。今の子どもは、どちらかというと肉が中心ですね。肉中心で食べていると思います。言ってみれば洋食的に食べていると思います。先ほど申し上げましたように、にしごうマクロビ給食は、どちらかというと米を中心にした和食なので、それに似合うおかずというようなことも考えながらやっています。だから、献立表を見ていくと、肉よりは魚が多い日などがあります。子どもにとって、魚は肉に比べたら得手でないかもしれません。でも、魚のよさ、同じたんぱく質とかを考えた中でも、そのことについてのいろいろな意見が栄養士さんを通したりしてあります。そういうことをトータルで考えて、西郷村の給食をというふうに考え出したこととございます。

しかしながら、議員おっしゃったように、食べない、あげてしまいますと、これではよくないということは十分に承知していますので、そういう実態をよく把握させていただきながら、そういう実態に基づいた対応というのは当然しなければならぬと思っていますので、どういうことなのかよく実際の姿を見させていただきたいというふうに思っていますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） このマクロビ給食の実態を把握してないということですけども、もう既に何年やっていますか。実際に、それは村民の方からお話を聞いた。子どもさんがそういった状態だということを知って、私はここで話しているんです。

おかずのことも今言われましたけれども、お米ですか、胚芽米にさらに麦を入れて食べる日とか、胚芽米を中心に五穀米を入れるとか、そうなっちゃうと、我々自身も

そんなの食えるかなつう形になると思うんですけれども、その辺のところも、さっき私は事例を申しましたけれども、そういった子どもがいるということは現実であって、言っていないかわからないですけれども、中には、先生によっては、食べるまでそのまま残しておくんだという先生もいると。はっきりしたことは、聞いた話なんでこの辺はちょっとわからないですけれども、そういった意味では、いろいろな方から意見を聞いて、その辺も、直すべきところは直していったほうがいいのかなと私は思って、今日本当は質問に入ってなかったんですけれども、最近ちょっとそういう話を聞いたもので質問させていただきました。

学校給食審議会の中で学校給食無料化のほうは話をして、徐々にやっていってもらいたいと思いますので、その辺のことはよろしくお願いたします。

○議長（鈴木宏始君） 教育長、加藤征男君。

○教育長（加藤征男君） マクロビ給食のことでちょっと申し上げます。繰り返しになりますが、極端な、これは食べられません、あげてしまいます、私はそういうことはあってはならないというふうに思っていますので、実態をと言ったのは、マクロビ給食を知らないわけじゃなくて、そういう個々の事例をよく見させていただきますということでございます。

もう一つ、できたらお願いしたいのは、これも議員さん方のお考えでございますが、試食をしていただく機会を子どもは設けることができますので、ぜひ試食をしていただきながら、マクロビ給食ってどういうものなのか、どういうことを狙っているのかなどをわかっていただく機会にさせていただければというふうに思っておりますので、よろしくお願を申し上げます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 了解しました。

次に、国民健康保険の算定区分についてお伺いします。

西郷村は、現在国民健康保険税は所得割、資産割、均等割、平等割の4方式を採用して課税をしておりますが、最近では、全国をはじめ、県内各地で資産割を廃止する自治体が増えてきております。国民健康保険制度が成立された昭和30年代は、国保加入者の多くが自営業者や農林水産業であり、応能原則における所得割額を補完する役割を果たすため設けられておりました。現在では、無職者や年金受給者、低所得者が多く加入しており、資産の所有実態の多くが居住用資産となっているなどから、資産割を廃止する自治体が増えてきております。村として、こういった資産割について廃止する考えがあるか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 4番藤田議員の一般質問にお答えいたします。

国保の資産割の廃止についてのおたしでございます。国民健康保険税は、国民健康保険に要する費用に充てることを目的として、被保険者の属する世帯の世帯主に対して課税をしております。お話しのように、現在本村及び県内の自治体は、応能割に係る所得割と資産割、応益割に係る均等割と平等割の4方式、もしくは、おたし

ように資産割を除いた3方式という保険税を賦課している状況にあります。賦課方式は市町村の条例で決定することになりますが、4方式で算定している市町村は89%、資産割を除いた3方式で算定している市町村は11%と、四捨五入しますと、まだ多くの市町村では4方式という状況にあるのは、ご指摘のとおりであります。

おただしの資産割について、国民健康保険の被保険者は、かつては自営業や農林水産業者が大半でありまして、応能割の一部として、所得割を補完するためという目的で賦課をしておりました。その対象の固定資産も多くが事業用のもので、景気等の動向に左右されやすい所得割と違って安定的な財源であるということや、収納率がよかったというためであったと、今思っております。

資産割の問題点ということにつきましては、収益を生んでいない固定資産への賦課に抵抗感があったり、所得がない方にも賦課されるため低所得者の負担となっていることや、社会保険や後期高齢者医療保険等に資産割はなく、他の健康保険との不均衡感があるというわけであります。国民健康保険税は応能割と応益割の比率を50対50に保つ必要があり、資産割を廃止すれば、資産では約3,500万円分を所得割のほうに求めるという形になります。今度は、そうしますと、資産を持たない世帯への負担が寄るといふふうになる結果になります。その結果、資産がなく、アパートや公営住宅等に入居しており、所得がある被保険者の方などは、所得額や世帯の加入数に変更がなくても保険税の負担増となるケースが生じるようになります。

国民健康保険は、加入している被保険者が病気やけがになったときに安心して医療にかかることができるよう、国保税を出し合って支え合う制度でございます。現在、超高齢化や医療技術の高度化等により医療費が増加傾向にあり、財政上大変厳しい状況にあるという市町村が大部分です。国民健康保険につきましては、社会保障制度改革国民会議での議論を経て、医療・介護・年金の改革が大きく叫ばれているところであります。出納をよく見ながら、議員おただしの部分につきましては、安定運営に努めるという中において、なお検討してまいりますので、ご理解をいただきたいと思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 今村長は、ざっと話されました。課長が書いてくれた答弁書だと思うんですけども、この問題点、全国で資産割を廃止していない県は、もう4県しかないんですよ。全てがですよ。福島県内でも、11は資産割をもう廃止しているという状況なんですよ。

だから、検討すると言って検討しないのがこれまでの村長の答弁の内容だったんですけども、この問題点、先ほど村長は言いましたけれども、1つ目として、利益を生まない資産に対して課税が増えて、当然でしょうけれども。2つ目は、資産割は固定資産に対する課税のため二重課税と捉えられていると。3つ目は、所得がない人でも資産割は通常に賦課されるため低所得者の負担が大きい。

先ほど村長は述べましたけれども、特に、資産割課税対象者については、相続を登記すれば課税対象になり、実質、相続をしても、相続登記しないで親などの名義のま

までそのまま放っておくと資産課税されない。また、村外にある資産については固定資産税が課税されませんから、当然資産割は付かないということで、大変公平性に欠けている4方式なわけですよ。だから、今全国的に急速にこの資産割を廃止していくということになってきております。

それともう一つ、西郷村の資産割は、固定資産割の税率が25.2%ということで、資産割に係る額が県内では高いんですよ。なぜ高いのかと。やっぱり取りやすいとか、必ず収入が入ってくるというようなことで高くしているのか、所得割のほうを低く抑えようとしているのか、そういったことがありますので、検討すると言いましたけれどね、本当に、こういった状況の中ではやっぱり検討していただかないと、畑や家を持っていったって、何もそこから利益は上がってこないわけですよ。そういったところに税金をかけるというのはいかなるものなのでしょうかということですよ。

今年6月から、須賀川市では3方式に変えたんですけども、先ほど、資産割の3,500万円ですか、須賀川市ではそれを、ほかの3つの割合がありますよね、そこに振り分けをしないで、とりあえずこのままでやっていると。資産割は当然、だから、結局国保税は下がりますよね。そういったこともやられているところがありますので、ぜひ、そういったところにお話を聞きながら検討してもらいたい時期なんじゃないかなと思いますので、もう一度お伺いします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） この応能割の部分の中の所得よりも固定資産のほうの方がわかりやすいし、把握もしやすいということで、その方式をとられてきたということはわかっております。ただ、ご指摘のように不均衡感が前からあったということもわかっております。ということになりますと、やっぱり一番は公平感を保つという観点があるわけでありまして。もう一つは、資産割の分を所得割じゃなくて、均等割、そういったことに平均で分けるということも今のお話でございます。もともとは応能・応益割の五分五分の分をどう保つかということもあったわけですが、ただ、実態は今言われたような方向もほかではあるのかなという気がいたします。いろいろ調べ、資料を固めて、関係する委員会とかいろいろありますので、ご意見を承って、そして対応してまいりたいというふうに思っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番、休憩に入りたいので。

◎休憩の宣告

○議長（鈴木宏始君） これより午後5時5分まで休憩いたします。

（午後4時45分）

◎再開の宣告

○議長（鈴木宏始君） 再開いたします。

（午後5時05分）

○議長（鈴木宏始君） 休憩前に引き続き一般質問を続行いたします。

4番藤田節夫君の一般質問を許します。4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 4番。この件につきましては、近くの自治体でも、もう実際に始

まっているということなので、よく検討していただいて、西郷村でもそういった方向でやっていただければと思います。

それでは、次の質問に移ります。次に、放射能除染計画について伺います。

この問題については、百条委員会も開催されておりますし、昨日来からも一般質問の中で出てきておりますけれども、村長の考えというか、知っている範囲がまだまだはっきりしていないので、その辺をちょっと確認をしていきたいと思えます。

村の除染計画で、グランドエクシブ那須、これは第1工区から第4工区、工事費約7億円とエルナー東北の一部、工事費約7,000万円が除染されました。6月の定例会でも質問いたしました。この場所は、もう既に太陽光パネルが設置されております。このことについて、とりあえず村長は知っているかどうかお答え願います。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 知っております。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） このグランドエクシブとエルナーの除染ですけれども、何も問題がないと思いませんか。お伺いします。（不規則発言あり）この除染計画で除染をしたわけですけれども、既に太陽光パネルが設置してあるということについて、最終的には村長の判が押されて、確認されて提出されているわけですから、そのことについて何も問題がなかったと村長は思いませんか。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） もちろん、私の責任でやっております。那須グランドエクシブの除染につきましては、これまで議会に出ましたですね。当時は除染によって大量に発生した除去土壌を保管できる仮置き場設置のめどが立っておらず、さらに、公共施設からの除去土壌の撤去についても早急に運び出す必要性に迫られておりました。除去土壌の一時保管場所の確保の必要性もあわせて、敷地内に大規模な保管場所を確保できるところについて、除染の加速化を図るために除染を実施したところでございます。

さらに、今度はエルナー東北株式会社につきましては、企業から除染の申し出があり、さまざま検討したところ、太陽光パネルを設置する前に除染を実施したほうが経済的にすぐれ、短期間で除染を終了すること、まだ本格的な除染が始まる前の作業班のこともあることから、除染業務をしているところでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） これは、全て村長の責任においてやっているということですね。

実際に除染、私もいろいろ調べてみましたし、百条委員会の中でも出されておりますけれども、昨日来から出ておりますけれども、優先度からいけば一番最後だと。なおかつ、やっぱりこれは会社の利益になるんですね、太陽光パネルというのは。一企業にこういったことを誘導してというか、除染をしてあげると。実際は、一番子どものいる家庭をやってほしいと、以前からほかの議員からもいっぱい出ておりましたよね。まず村の予算で立て替えて、それでやってあげたらいいだろうとか、そういうことを全然村長は無視というか、そういうことでやってきました。ところが、これは、

私も見てきましたけれども、本当に企業のために除染をしてやったということしか私は見れないですよ、あの場所を見てきて。そういったことが許されるのかということをお聞きします。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） おただしごもっともなところもあります。できるところはやって、子どものところは早くやったほうがいい、みんなそう思っているし、私もそう思っております

問題は、では運び出す場所ができていたのかと。一昨年から、私も最初は川谷から場所の説明に入りました。地元も熱心で、そのときに、やっぱり、あそこがいいここがいいと場所が変わったりしまして、時間がかかりましたね。しかし、最終的には、大体場所が決まって、そして皆さんの同意ができる。その後、今度はそこに至る道路の設計測量に入って、そして仮置き場の整地までいく。最初にやった川谷でさえも時間がかかりました。その次に、稗返、黒川等から国有地を貸してくれると家畜改良センターと話があって、そして説明会へ行きました。最初は全然だめでしたね。やっぱり、また大雨が降って袋が積んである所が大雨で崩れたり、あるいは、また地震が起きぬとも限らない。そういった場合に地下水に入って、井戸水にどう影響があるのか、こういった心配が渦巻いておりました。

しかし、3回、4回になってくるうちに、では、今のままのことでいったらば、やっぱり除染は進まんだらうと。自分の屋敷に置くようなスタイルになって、これは困る。そこで、一挙に解決するためには、やっぱり皆さんぜひ仮置き場をつくることについて賛成してもらいたいということが説明会の中において出来てきて一気に、やむを得まいと。そのためには、やっぱりモニタリングをしたり、あるいは、仮置き場の周辺にそれを観測できるような装置をしてやったらいいだらうということがあって、この仮置き場が進んできたわけです。そうしますと、学校はまだ校庭の脇に穴を掘って埋めてあったり、いろいろなことをしていましたね。そういうことがあって困っているうちにだんだんと、大規模な土地を持っているところがうちの土地を使ってもいいですよと、エクシブと、そういったことが出てきたわけです。

もう一つは、メガソーラーありきでやったのではないかというご疑念ですね。このメガソーラーは、福島県の再生復興の2つの大きな目玉事業です。原発をゼロにするというふうになりますと、やっぱり新たなエネルギーをつくっていきましょうという、再生可能エネルギーにシフトする。それも全国一の、原発をゼロにしても、それをもつほどのエネルギー開発をやって、その起電力が世界一になって、福島県から新たな再生エネルギーを輸出できるようなパテントをとるぐらいのことをやっていこうという目標があります。同時に、原発をゼロにするといった場合は、新しく買い取り制度ができた。42円、20年間という話の制度ができました。

そのときに一番問題になっているのが除染です。12月1日の新聞をごらんになったと思います。除染が進まなくてメガソーラーシステムを全部設置できませんと、早く除染してくださいということの声の渦巻いていると、こう書いてあるわけです。そ

のためには、メガソーラーに対する国の補助金もあるわけです。企業は、こういった再生エネルギーのために、国の補助金をもらってメガソーラーをやろうとしています。もちろん、これは国も推すのであるから、私どもも県も推します。そのときに、では1回何もしないところに除染して、新たなソーラーを設置してしまう。その後にもう一回除染しましょう。物理的にできませんね。1回基礎を打ってメガソーラーを置いた場合は、二度手間になるわけです。そういうことがあって、できるところからやっていくのもいいだろうということが出てくるわけであります。

ですから、最初にメガソーラーをするために除染を導入したというのは、そう見えるというふうに言われれば、それはぜひご理解を賜りたい。そういう意味で、この前百条の証人が来たときも、国の人が言っていましたね、県の人。ソーラーはソーラーで、それから、除染は除染でやっていますので、それはちゃんと事業として区分けしてありますというわけでありましたので、私はそこは安心しているわけであります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） いろいろと村長の意見もありましたけれども、この福島県が、じゃ、メガソーラーで新しい再生エネルギーをやっていくんだと言うのであるならば、なぜ今まで、西郷一中と小田倉ですか、メガソーラーをやりましたけれども、そのほかにやるべきだと以前から他の議員のほうからも言われていましたよね。そういったことを全然やらないで、今の村長の話だとね、メガソーラーを設置した後では除染できないと今言いましたけれども、できるでしょう、だって。（不規則発言あり）何で二度手間になるんですか。誰が二度手間になるんですか。これは、だって我々の税金でやるわけですから、二度手間にならないでしょう、別に。今、家だってみんな端から端までやっているわけですから。答えなくていいんですけれども。

今回、エクシブ、当然、以前から施工前と施工後のを見ていると思うんですけれども、まるで宅地造成並みでしょう、あれを見ると。特に、2工区、4工区は。あれを除染とは誰も思わないし、私も県のほうで除染関係に携わっている人を知っていますけれども、そういう除染はあり得ないと言うんです。本当に、これは、だって道路や側溝までできちゃっているわけですよ。これで私たちは百条委員会を設置したわけですが、そういった一部の企業にこういった便宜を図るという除染のやり方は、やっぱりいかなものかと。誰が見ても、それはそう思うのであって、それを村長の責任で許可をしたということがはっきりしたわけであります。

このことについては百条委員を継続してこれからやっていきますんで、あまり深くは追及しないんですけれども、ただ、あくまでも除染費用は我々国民の税金でやっているわけですよ。これは、復興特別所得税ということで平成25年度から平成49年度まで25年間、村・県民税にも10年間、我々はこの復興特別税を払い続けなければいけないんです。それで、今の政府は何をやっているかという、今まで、来年の平成27年度まで企業の復興税がかけられた。ところが、1年前倒して廃止にしちゃうということをやっているのが、今の自民党・公明党の政治なんですよ。なおかつ、今度は下まで来たらば、こういった企業優先に除染をしてやるというようなことは、

やっぱり許しちゃいけないと思うんですよ、私は。全てそういった負担は我々国民に押しつけて企業を優遇していると。私たちは、こういった税金も押しつけられ、さらには、来年度には消費税も増税される。最近新聞に出ていましたけれども、軽自動車の税金も上げるといようなことで、まったくひどい政治ですよ。

そういった意味では、今回のこの企業のために村に太陽光のお金でも入ってくるというんだったらまた別でしょうけれども、全て企業のために、先ほど42円と言っていましたけれども、これも3月までですか。その後になっちゃうと電力の売電の金がだんだん減額されるということで、急いで3月までにやっちゃわないといけないということで企業が思っているんでしょうけれども、やっぱり、こういったことが我々の税金から出ているということを村長はどう思うのかわからないですけども、村長、その辺をちょっとお聞かせください。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 税金を無駄遣いしないように、私も同じです。これは払うほう、あるいは財政運営上、やはり困ることですから。ただ、私が許可といいますか、やれと言っているのは、やっぱり、今西郷村の除染をどうやるかというときに、除染の経費は税金です。無駄に使わないようにといった場合に、どこまで許可していただけるのかということ、復興庁と県を通じて、全額もらうように今やっているわけです。要するに、その許可できる範囲においてです。本当は、言われたように、もっともっとやりたいところがあると思いますけれども、しかし、やっぱり無駄なことはやらないし、ちゃんとしたマニュアルどおり、それでうまくいくのであればということでやっております。それがソーラーという一つのもの、と除染ということが一緒になっちゃうと、今みたいにとられるかもしれませんが、優先的にやるとか、そんなことは決してないです。

でも、企業をどういうふうにかえるかということ、また別な考えがあります。私は、村の財政からしますと、さっきいろいろ一般財源、これから少子・高齢化でかかることはいっぱいありますよね。そのときに新たな財源をどう見つけるかといった場合は、やっぱり企業の法人税、38億円の今年の当初予算、7億円が西郷村の法人、固定償却資産ですよ。こういった部分が、やっぱり大きければ大きいほど、西郷村の財政にとってはいいわけです。その一般財源を増やして基金をつくって、そして一般家庭の負担を減らしていく、これも一つの手だというふうに思っておりますので、ご疑念のないようにちゃんと説明を申し上げて、そしてこの仕事を、除染もソーラーの設置も、あるいは産業の創出もやっていくという方向でいるわけでございます。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） 先ほどちょっと言い忘れましたけれども、仮置き場がなかったということでやっている。ただ、我々が検証に行ったときは第2工区、第4工区は何もなかったし、全て第3工区に運んでいたんですよ。第2、第4工区は、仮置き場にはなっていなかったんですよ。当然あそこに何袋も置いていた事実はないし、そういった意味では、村長が言われたことはちょっと違うんじゃないかということですよ。

よね。これは百条委員会の中でもこれから追及していきたいと思いますが。

あと、法人税のことを今言われましたけれども、そんなことを言うんだったら、村長は、この3期12年間、何社の会社をを西郷村に誘致したんですか。それを言うのであればだよ。これを質問したとき、多分法人税の売り上げが上がってくるなんて言うのかなと思ったけれども、ただね、3期12年間全然会社も引っ張ってこないで、法人税という話はないと思うんだよね。

○議長（鈴木宏始君） 村長、佐藤正博君。

○村長（佐藤正博君） 企業誘致をして雇用を創出する、孫、子どもの仕事場をつくるということは本当に大事なことで、一生懸命にやっています。ただ、新たに来たのはどうかといいますと、パーツ精工とか千葉県から来ていますね。そういうのがありますが、具体的に大企業の何百人規模というのは、まだありません。ただ、企業立地のための補助金等で研究所ができたり、新たな施設増設等がいっぱい進んでおります。さらに、今度オリンパス、今開発で新しい建物、270人新たな雇用が出てくるということがありますので、それはひとつご理解いただきたいと思います。さらに言えば、ATカーニーの問題がありましたね。あの問題が、今考えると一番残念だったというふうに思っております。そんなところですかね。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君。

○4番（藤田節夫君） パーツ精工とか、オリンパスの増設とか、いろいろ言われましたけれども、これが村長の手柄だとは思わないですよ。誰も思わない。ATカーニー社の件については、大分ここで問題になってやったし、私も東京の知っている人とか、教授とか、いろいろ聞いた。これは危ないからやめたほうがいいって。職員の人も聞いた人がいっぱいいます。そうしたら、これはあまりにも華やかで、こういった状況にATカーニー社なんか来るわけないだろうと。ATカーニー社じゃなくて、ATカーニー社が絵を描いた20社ですか。話を聞いてみたら、全然やってない。話もない。ATカーニー社は、その会社とは何もコンタクトをとってないですよ。ただ絵を描いただけですよ、あれ。まして、1社だけが、水耕栽培か何か来るなんて言ってたって、その人だってもう帰っちゃったわけですよ。

あのとき、じゃ言いますけれども、説明があったときに、ここで全員協議会をやりましたね。担当者が話をしましたよね。村長は、あのときに「これは俺が責任を持つから通してくれ」と、なぜ一言言わず、そこで座っていて、全て担当課2人の答弁だけで。あれが、村長が「この6,300万円はおれが責任を持つから通してくれ」と、その一言があれば、我々議員だって、（不規則発言あり）当たり前でしょう、だってそんなのは。黙っていて、一言もしゃべらないんですよ。村長がそんなことでいいと思ってるの。

別に答弁は要らないんだけど、これは村長が私に振ってきた議題ですよ、私から質問したわけじゃないですよ。村長がそういうふう言うのであれば（不規則発言あり）法人税だけでも、ATカーニー社の話が村長から出たから。悔しいんだと。だからそれを私が今話しているだけであって、村長がああとき一言、「よし、全て俺

が責任持つから何とか頼む」と言うことを、みんなは聞きたかったんですよ。（不規則発言あり）議会提案じゃないでしょう。座っていて、一言もその話を言わなかったでしょう。発言しなかったの。じゃ皆さんに聞いてください。答弁はいいですけども、そういう状況だったんでみんなが反対したんですよ。それがみんなが望んでいたんじゃないのかなと私は思います。

以上で一般質問を終わります。

○議長（鈴木宏始君） 4番藤田節夫君の一般質問は終わりました。

◎散会の宣告

○議長（鈴木宏始君） 以上で本日の日程は全て終了しました。

本日はこれにて散会します。ご苦労さまでした。

（午後5時27分）